

# 障害者の就労支援に向けた取組について

平成18年4月26日

障害者の雇用・就労促進のための関係行政機関会議

障害者の就労支援に向けた取組みについて

【これまでの取組み】

都道府県名： 北海道

●障害者地域生活支援体制検討会議【平成15年度～平成17年度】  
 障害のある方々の地域生活支援を総合的に進めていくため、障害者の地域生活支援体制について幅広く検討する場として、大学教授、行政、事業者、当事者で構成する「北海道障害者地域生活支援体制検討会議」を平成16年2月に設置した。  
 これまで16回に渡り様々な角度から障害者の地域生活に向けた検討を進め、最終年度となる17年度は「就労支援」をテーマに会議を開催した。  
 なお、この検討会議での検討報告及び意見等については、今後の道の施策推進等に反映することとしている。

●障害者就労支援拠点整備事業（道単独事業）【平成17年度～平成19年度】  
 「障害者就業・生活支援センター」の整備促進を図るため、就労支援に力を入れている事業者に対し、地域のハローワークや教育機関等と連携した支援体制づくりと、就労実績等を確保できるよう助成を行い、計画的な指定促進を図る。

●雇用・福祉・教育関係者での意見交換会【平成17年度～】  
 就労支援施策の充実強化を図るためには、雇用と福祉、教育の連携が不可欠であることから、まずは各々が所管する障害者自立支援法、障害者雇用促進法、特別支援教育の制度内容や、その他関連施策等について理解を深めることが必要であると判断し、2月と3月に意見交換会（勉強会）を開催した。  
 今後も継続的に本会を開催していくこととしている。

●障害者を対象とした職業訓練の充実に向けた検討  
 国立北海道障害者職業能力開発校の効率的かつ効果的な運営体制の構築を進めるため、平成18年2月に庁内関係課長等で構成する検討会議を設置し、障害者の適正に応じた知識・技能の修得、職業的な自立を推進する。

【今後の取組み】

事項	取組み
当面の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉施設では授産振興等を行うのみで、就労支援の取組みが弱い</li> <li>雇用関係機関との連携が十分に取れていない</li> <li>施設から就労により地域に送り出す取組みが弱い</li> <li>障害者雇用について、事業主や家族、地域住民の理解が不十分</li> <li>職業的な自立に向け、国立障害者職業能力開発校の有効活用</li> </ul>
検討体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者就業・生活支援センター設置促進協議会            構成メンバー：障害者職業センター、労働局、道（雇用・福祉）</li> <li>雇用・福祉・教育関係者での意見交換会            構成メンバー：労働局、道（雇用・福祉・教育委員会）</li> </ul> } 北海道障害者雇用支援合同会議（仮称）の設置に合わせ小委員会化等を検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者職業能力開発校運営検討会議及びWG            構成メンバー：道（福祉、教育、雇用、職業能力開発）</li> </ul>
全体スケジュール（平成18年度中）	18年4月 国から、雇用と福祉、教育との連携方策等が提示される見込み（4/26国会議） 5月～ 北海道障害者雇用支援合同会議（仮称）の開催 障害福祉計画の目標値、推進方策の検討 10月～ 地域におけるハローワーク、福祉施設等との連携策の推進 道の就労支援策の北海道障害福祉計画への反映 4～10月 障害者職業能力開発校運営検討会議WG 10月 障害者職業能力開発校運営検討会議
国との連絡調整窓口	保健福祉部福祉局障害者保健福祉課 電話 011-231-4111 ケイパシ 011-204-5278 FAX 011-232-4068 自立支援グループ 若木良成 e-mail : iwaki.yoshinari@pref.hokkaido.lg.jp

障害者の就労支援に向けた取組について

【これまでの取組】

都道府県名： 北海道(労働局分)

改正障害者雇用促進法の全面施行、障害者自立支援法の施行にあたり、「障害者の雇用促進・就労支援等に関する意見交換会」において雇用・福祉・教育機関が所管する施策に対する相互の理解を深め、障害者福祉計画の策定準備や障害者雇用に関する具体的方策について検討を進めている。

【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	<ol style="list-style-type: none"> <li>雇用・福祉・教育機関等の連携ネットワークの充実・強化</li> <li>福祉施設等へのハローワークの活用方法をはじめとする雇用支援策の浸透</li> </ol>
検討体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>障害者の雇用促進・就労支援等に関する意見交換会の活用 ハローワークに設置している障害者雇用連絡会議の活用</li> <li>福祉施設等を対象とした就労支援セミナー（ガイダンス）等の検討</li> </ol>
全体スケジュール（平成18年度中）	随時
国との連絡調整窓口	北海道労働局職業安定部職業対策課 小林 英幸 Eメール kobayashi-hd@hokkaido-labor.go.jp 電話 (011) 709-2311 (内線3684) FAX (011) 738-1062

## 障害者の就労支援に向けた取組について

都道府県名：北海道

### 【これまでの取組】

- 進路対策会議を高等学校と合同で開催したり、新規高卒者の就職促進連絡協議会などを通して、関係部局と盲・聾・養護学校との情報交換の促進を図っている。
- 盲・聾・養護学校の卒業生の進路先等のデータを集約し、指導主事による学校訪問指導の際に進路指導の課題等について指導や助言を行う。

### 【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	○就労を希望した生徒の1割程度が就労に至らないケースもあることから、関係機関との連携を図り、就労先の確保に努めるとともに、本人や保護者に対する進路指導の充実を図る。
検討体制	○発達障害者支援体制整備事業と連携して特別支援教育体制推進事業を推進する中で、関係機関との連携を深めるための情報収集や情報提供を行う。
全体スケジュール (平成18年度中)	○障害のある生徒の雇用を促進するため、学校の教育活動を紹介するリーフレットを作成して企業等に配布する。
国との連絡調整窓口	北海道教育庁生涯学習部学校教育局特別支援教育指導グループ 矢口 明 TEL: 011-231-4111 (内線35-782) FAX: 011-281-1487 yaguchi.akira@pref.hokkaido.lg.jp

## 障害者の就労支援に向けた取組について

都道府県名：青森県

### 【これまでの取組】

本県においては、関係機関が幅広く連携する体制を整備するため、雇用・福祉・教育などの関係機関からの代表者で構成するネットワーク協議会を開催し、障害者の就労支援に向けた施策の検討及び意見交換等を行っている。(企業・社会福祉施設経営者・就労支援団体・労働局・県(商工労働・福祉・教育)等の連携)

### 【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	①障害者就業・生活支援センター等と連携した、障害者の就職先及び職場実習先の確保 ②障害者の就業に対する県民及び事業主の意識の向上
検討体制	関係機関が幅広く連携する体制を整備するため、雇用・福祉・教育などの関係機関からの代表者で構成するネットワーク協議会を引き続き開催する。(企業・社会福祉施設経営者・就労支援団体・労働局・県(商工労働・福祉・教育)等の連携)
全体スケジュール (平成18年度中)	6月 平成18年度の国及び県(商工労働・福祉・教育)の事業概要説明及び検討課題の意見交換等 12月 平成18年度の国及び県(商工労働・福祉・教育)の事業進捗状況報告及び検討課題の意見交換等
国との連絡調整窓口	青森県庁労政・能力開発課 主事 瀬川 崇 (TEL:017-734-9398 FAX:017-734-8117) E-MAIL:takashi_segawa@pref.aomori.lg.jp

# 障害者の就労支援に向けた取組について

(別添3)

都道府県名: 岩手県

## これまでの取組

一般就労も望む障害者が、その能力を發揮し、自立した社会生活を営むことのできるよう、労働、福祉、教育の各分野の協働によるネットワーク構築をめざし、県内関係部署が連携し、障害者就労支援研究会を昨年度より開催し、支援方策等の検討を進めているところである。

## 今後の取組

事項	取組
当面の課題	①障害者の就労実現に至るまでの①職能能力の判定、②耳聴能力の開発(訓練)、③就労の試行(職場適応訓練等)、④就労支援(ジョブコーチ)、⑤耳聴場定着(就労継続支援等)の5つのステージに分け、各ステージにおける本県施策の課題を明確にする。 (2) (1)で明確とした課題を関係各機関と情報共有し、適時に有効な支援を行うためのネットワーク構築をめ
検討体制	(1) 障害者就労支援研究会(県内関係部署(労働、教育、福祉)で構成。年数回開催) (2) 障害者雇用対策連絡会議(国(岩手労働局・ワーク等)、県(労働、福祉)で構成。年数回開催) (3) 生活支援ネットワーク会議(県内9圏域に設置。教育、労働、福祉、保健、子育て、等)
全体スケジュール (平成18年度中)	4月～9月 就労支援研究会開催 5月 既設の就労支援システムベンチマーク 7月 就労関係団体との打合せ 9月 支援システム構築策 10月 就労関係団体との本県検討 12月 支援システム策定
国との連絡調整窓口	・ 障害者保健福祉課 (Tel) 019-629-5446 (Fax) 019-629-5454 (e-mail) AD0006@pref.iwate.jp (岩手県) ・ 労働能力開発課 (Tel) 019-629-5482 (Fax) 019-629-5589 (e-mail) AE0005@pref.iwate.jp (岩手県) ・ 教育委員会学校教育部特別支援教育担当課 (Tel) 019-629-6143 (Fax) 019-629-6144 (岩手県) 民部田

(別添3)

# 障害者の就労支援に向けた取組について

都道府県名: 宮城県①

## これまでの取組

本県では、障害者雇用に関して国と県及び仙台市との間で円滑・効果的な連携を図るとともに、必要に応じ関係機関等と連絡・調整を行うため、労働局主催の「障害者雇用連絡協議会」を設置し、障害者の雇用の促進と職業の安定を図っている。  
また、国立県宮城障害者職業能力開発校で行っている障害者を対象とした施設内職業訓練や、民間教育訓練機関へ委託している障害者委託訓練事業など、障害者の技術取得と体力向上のための支援も行っている。  
今年度は、4月から県内の障害者就業・生活支援センターが3箇所に加え、障害者支援の地域拠点として事業主等への広報・啓発の拡大、就労希望及び就労中の障害者への支援の充実が見込まれる。  
県としても、より多くの障害者を就労へ繋げるため、国・市町村・関係機関等との連携の方向性や方法をいっそう明確にし、具体的な就労支援対策を考えていく必要があると思われる。

## 今後の取組

事項	取組
当面の課題	① 養護学校卒業生及び福祉施設利用者等の一般就労までの支援充実 ② 知的障害者の職域拡大(特に事務職)並びに精神・発達障害者への就労支援の充実 ③ 県内各地域における就労支援ネットワークの充実 ④ 県内企業の法定雇用率及び達成企業割合の向上
検討体制	① 知的障害者の資格取得によって就労移行を支援するため、知的障害者を対象としたホームヘルパー養成研修を行っている。その際、教育と福祉部門の連携を図り、研修会場に養護学校の教室を使用し、養護学校生徒が優先的に受講できる研修を年1回程度設け、養護学校卒業生の就労移行支援を図っている。 ② 障害者雇用連絡協議会の開催(県(福祉・労働・人材育成・教育)、仙台市及び労働局等の連携)し、関係機関の横断的ネットワークを構築している。
全体スケジュール (平成18年度中)	6月下旬 第1回障害者雇用連絡協議会 職業訓練(施設内訓練:期間4ヶ月～1年、定員90名、委託訓練:期間2～3ヶ月、定員90名) 知的障害者ホームヘルパー養成研修(2級課程年1回、3級課程年2回)
国との連絡調整窓口	宮城県保健福祉部障害福祉課 佐藤 電話: 022-211-2542 FAX: 022-211-2597 E-mail: syoufuku@pref.miyagi.jp

障害者の就労支援に向けた取組について

都道府県名：宮城県②

【これまでの取組み】

「別理年」	宮高の解具かを現①②③	城等移行啓体ら通段各階	立護支及に年てで・係の者	養学援びは間検の福機移履	護校計進、に討成社関連支に	学生画路平渡し果関連支に	校徒を指成りたし係携援つ	岩一活導1取。し機に計い	沼人用の3りて。関よ画て	高一し充年組は。等と作一	等入て実度み。以下と就成般	学の労とに。のサ・そ業	園二働職開個と。のサ・そ業	進一・場設別。お一着活の	路ズ福定さの。りト支用理	充に祉着れ移。で。アッが仕を	実応関にた行。あ。ッが仕を	事じ係向官支。る。アッが仕を	業た機け城援。る。アッが仕を	「進関た立計」の路等フ立画。クにつこ	取指と口護成。が。構た手で	組導の口護成。が。構た手で	み・連一学及。が。構た手で	就携ア校び。が。構た手で	支協ア沼の。が。構た手で	援働の高具。が。構た手で	及に体等。が。構た手で	職り整園な。が。構た手で	場、備を活。が。構た手で	定障を対用。が。構た手で	着害っ校在。が。構た手で	の者々校在。が。構た手で	充雇てとり。が。構た手で	実用した方。が。構た手で	のた。平つ。が。構た手で	めたい。成い。が。構た手で	、て15実。が。構た手で	個の15実。が。構た手で
-------	-------------	-------------	--------------	--------------	---------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------	-------------	---------------	--------------	--------------	----------------	---------------	----------------	----------------	--------------------	---------------	---------------	---------------	--------------	--------------	--------------	-------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------	--------------	--------------

【今後の取組み】

事項	取組み
当面の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働・福祉関係機関等との連携、協働の体制の充実。</li> <li>労働・福祉関係機関等との連携、協働による個別の移行支援計画の作成及び県内定着支援に活用した就労支援及び</li> </ul>
検討体制	県レベルの運営会議と各地域レベルの地域連絡会議の連携による就業支援体制の効果的な運用について検討する。
全体スケジュール (平成18年度中)	5月下旬：第1回県レベル運営会議 7～8月：地域レベル連絡会議 県全体会 2月中旬：第2回県レベル運営会議
国との連絡調整窓口	宮城県教育庁障害児教育室 門脇 恵、 榎村恵三 TEL 022-211-3647 FAX 022-211-3691 eメール kadowaki-ke707@pref.miyagi.jp

障害者の就労支援に向けた取組について

(別添 3)

都道府県名：秋田県

【これまでの取組】

<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者就業・生活支援センター事業について、県内2カ所の社会福祉法人に委託。</li> <li>知的障害者通勤寮等に「生活支援センター」を設置し、地域で生活する知的障害者に適切な助言指導を実施している。</li> <li>精神障害者社会適応訓練事業では、協力事業所の支援により、社会に適応する訓練を行い、就労に結びつける働きかけを行っているが、就労できる方はまだ少ない現状にあり、協力事業所や関係機関等、連携を深めながら、障害者に対する理解を得ている。</li> <li>精神障害者ジョブガイダンス事業運営委員会の委員や、秋田県障害者雇用連絡協議会への出席により、障害者の雇用に対する問題を共有している。今後も関連会議に出席し、関係機関と連携を深めていく。</li> </ul>
---

【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者就業・生活支援センターについて、県央と県南の2カ所の設置にとどまっておらず、県北への設置に向けた取組</li> <li>障害者の就労についての情報の把握及び啓発普及</li> </ul>
検討体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>県庁内労働部局、教育庁及び秋田労働局等との連携をとりながら進める。</li> <li>就労支援に関する各種会議への出席及び関係機関との連携</li> </ul>
全体スケジュール (平成18年度中)	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者就業・生活支援センターを、本年度作成する障害福祉計画において、県内8障害福祉圏域に設置を検討する。</li> </ul>
国との連絡調整窓口	健康福祉部障害福祉課 調整・身障福祉班 福田 繁 TEL 018-860-1331 Fax 018-860-3866 E-mail Fukuda-Shigeru@pref.akita.lg.jp

障害者の就労支援に向けた取組について

(別添3)

都道府県名： 秋田県

【これまでの取組】

1. ハローワーク等と連携した障害者雇用開発報奨金制度や障害者職業準備支援事業等報奨金制度による支援
2. 「障害者ワークフェア」を秋田県雇用開発協会と共催。  
→ 勤労障害者や企業を表彰等することにより、広く一般に対して障害者雇用に関する意識を啓発
3. 秋田県雇用開発協会の障害者雇用関係事業への助成
4. 福祉との連携による障害者就業・生活支援センターの指定
5. 建設との連携による、障害者雇用状況の建設工事入札参加資格審査基準項目への新設→企業の社会的責任の意識啓発

【今後の取組】

事項	取組み
当面の課題	平成17年6月の本県の障害者雇用率は1.47%と依然として低い水準にある。そのため現在、中央地域と県南地域のみを設置されている障害者就業・生活支援センターの、県北地域への新規指定に向けた取組。
検討体制	障害福祉課と連携を取りながら進行
全体スケジュール (平成18年度)	指定の対象となり得る法人等の調査 19年度当初予算編成時までの指定を目指す
国との連絡調整窓口	秋田県産業経済労働部雇用労働政策課 井島桂子 電話：018-860-2331 ・ Fax：018-860-3833 ・ eメール：ljima-keiko@pref.akita.lg.jp

障害者の就労支援に向けた取組について

(別添3)

都道府県名：秋田県

【これまでの取組】

- 障害児の就職サポート事業 (平成14～16年度)
  - ・ 県教育機関等における雇用促進 (就労経験の機会と実績づくり)：県埋蔵文化財センター、県立図書館、農業科学館に臨時、非常勤職員として採用
  - ・ 就職支援パートナーによる現場実習 (職場・職域開拓の拡大)：養護学校に支援パートナー40人を配置
  - ・ 進路先との協働研究と地域支援体制づくり (進路指導体制の強化)：進路先との移行支援研究、地区別進路指導懇話会の開催
- 特殊教育学校就業支援事業 (平成17～19年度)
  - ・ 就業サポーターによる職場実習等の支援：県立知的障害養護学校10校に就業サポーター30人を配置、現場実習支援を実施

【今後の取組】

事項	取組み
当面の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内特殊教育学校高等部の厳しい進路状況を改善するため、障害者雇用の理解啓発と促進を図る。</li> <li>・ 障害児の自立と社会参加の拡大とともに学校におけるよく業教育の充実を図る。</li> <li>■ 特殊教育学校就業支援事業 (平成17～19年度) の継続                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実習等支援の就業サポーターの精選配置と支援拡充</li> <li>・ 就業サポーター地区別合同研修会開催</li> </ul> </li> </ul>
検討体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進路指導担当者連絡協議会</li> <li>・ 地区別進路指導連絡協議会</li> <li>・ 地域移行支援ネットワーク会議</li> </ul>
全体スケジュール (平成18年度中)	5月 第1回進路指導担当者連絡協議会 9月 第2回進路指導担当者連絡協議会 2月 第3回進路指導担当者連絡協議会 ※地区別進路指導連絡協議会、地域移行支援ネットワーク会議においては、各地区ごとに期日を設定し開催する (各年2回程度)。
国との連絡調整窓口	教育庁特別支援教育課 指導主事 鎌田裕之 TEL 018-860-5135 Fax 018-860-5136 E-mail Kamada-Hiroyuki@pref.akita.lg.jp

障害者の就労支援に向けた取組について

【これまでの取組み】

都道府県名：山形県

本県では、福祉相談センターに地域リハビリテーション協議会を設置し、医療関係機関、職業関係機関（山形労働局等）、養護学校等、福祉施設、障害者団体、市町村等による情報交換等を行ってきたが、企業における法定雇用率は全国下位の状況が続いており、関係機関のネットワーク化等による就労支援が必要となっている。

【今後の取組み】

事項	取組
当面の課題	① 授産施設等の就労継続支援（雇用型）への移行誘導、障害福祉計画の策定 ② 養護学校卒業生の就職率向上と職場定着支援 ③ 県内企業の法定雇用率達成割合の向上
検討体制	① 県出先機関に圏域単位の障害者就労活性化会議を設置（県・市町村、労働局、商工団体、農協、授産活動を行う施設等の団体） ② 県庁に就労活動の活性化を図る連絡会議を設置（福祉・商工労働・教育・労働局等の連携）
全体スケジュール (平成18年度中)	4～5月 新事業体系に基づく事業所移行調査の実施、県庁内連絡会議や圏域単位の障害者就労活性化会議の体制整備 等 6～3月 県庁内連絡会議の開催、圏域単位の障害者就労活性化会議による調整等、就労活動モデル事業の実施 旨・聾・養護学校での研修会や職域開拓支援 等 9月 障害福祉計画取りまとめ
国との連絡調整窓口	山形県健康福祉部障害福祉課 佐藤博文 TEL023-630-2293 FAX023-630-2111 satohirofu@pref.yamagata.jp

障がい者の就労支援に向けた取組について

(別添3)

都道府県名：福島県

【これまでの取組】

本県においては、「第2次福島県障がい者計画」を策定し、障がい者への就労支援と事業主への障がい者雇用に関する周知・啓発を行っている。具体的には、事業主へのバリアフリー化による職場環境の改善に関する理解の啓発等の施策を展開しているほか、「障がい者就業サポートセンター」を設置して福祉関係機関や学校などと連携しながら就業支援活動の充実を図っている。また、「養護教育進路サポート事業」を実施することにより、成人の方々の技術習得訓練施策だけでなく、卒業生体験発表会や企業・施設見学会等の開催を通して、養護学校の若い世代の方々とその保護者への進路指導施策の充実を図っている。

【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	① 障がい者就業サポートセンター事業における現場での問題・利用者ニーズの把握とその解決 ② 「養護教育進路サポート事業」で構築された各地区の「障がい者就労連絡協議会」を基盤としての一人一人に対する適切な進路先の開拓 ③ 就業している障がい者数の増加と職場定着支援
検討体制	① 労働関係機関、福祉関係機関、学校等の連携をより密にし、最新の情報を共有することにより、一体となって課題を解決する。 ② 高等部生徒一人一人が自分にあった進路を選択、実現できるように進路指導の一層の充実を図るとともに、支援体制の強化・拡充を図る観点から施策を検討・実施する。 ③ 県内8地区にすでに設立している労働、福祉、教育の各分野の構成員からなる「障がい者就労連絡協議会」を拠点として、より一層の就業している障がい者数の増加を図る。
全体スケジュール (平成18年度中)	教育庁においては、平成18年度より県内高等部設置県立盲・聾・養護学校13校を対象をひろげ、「特別支援教育進路達成プラン事業」を実施する。内容は、高等部1年生を対象とした「フレッシュ就労体験」と事業主を対象とした「学校見学会」の開催である。 「フレッシュ就労体験」では以下の事業を実施する。 ① 職場見学会を実施し、どのような職種なのか、どのような人たちが働いているのか、自分が興味関心を持った内容は何か等の視点で見学させる。 ② 職場見学会から自分をもっとよく知りたい企業を選択し、1日程度体験的に実習（フレ就労）を行い、職場の理解、職種の理解等、体験的に就労に関する理解を深める事業を実施する。（各校単位） 「学校見学会」では以下の事業を実施する。 ① 盲・聾・養護学校の指導の様子から一人一人でできる状況設定や関わり方等について理解を深めさせる。 ② 事業主からは企業からみた作業学習等の改善点などを指摘いただき相互理解を促す事業を実施する。（各地区ごと）
国との連絡調整窓口	障がい者雇用推進担当 商工労働部労働領域技能振興グループ 戸城 陽子 TEL024-521-7300 FAX024-521-7932 h-kyoyou@pref.fukushima.jp 障がい者雇用推進担当 商工労働部労働領域雇用対策グループ 二瓶 倫子 TEL024-521-7212 FAX024-521-7932 h-kyoyou@pref.fukushima.jp 教育庁特別支援教育担当 教育指導領域特別支援教育グループ 上妻 弘 TEL024-521-7780 FAX024-521-7167 h-sagatsuna_hiroshi_02@pref.fukushima.jp 労働局担当 福島労働部職業安定部職業対策課障がい者支援担当官 細良 一英 TEL024-528-0259 h-ik.hosogai@lb-esd.go.jp 障がい者支援担当 保健福祉部自立支援領域障がい者支援グループ 三浦 充寛 TEL024-521-7169 FAX024-521-7929 j-shougaisushien@pref.fukushima.jp

## 障害者の就労支援に向けた取組について

都道府県名：茨城県

## 【これまでの取組】

本県においては、福祉、労働、教育等それぞれの機関ごとに個別に就労支援に取り組んできたが、今後は関係機関が連携した取組を行う方法等について検討していく必要がある。

## 【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	① 授産施設等の就労支援継続及び就労移行支援への移行支援と障害福祉計画の策定 ② 福祉・労働・教育等の関係機関をはじめ福祉団体や企業等との就労支援のための連携の強化
検討体制	① 各圏域ごとに関係機関による連絡調整会議を設置し、連携して障害者の就労支援を促進する。 ② 障害者団体に就労支援相談員を設置し、各地区の福祉団体等や就労窓口等と連携して就労希望者の発掘や職業情報等の提供を行う。
全体スケジュール	4月～ 連絡調整会議設置準備（要項作成等） 4月 就労支援相談員設置
国との連絡調整窓口	保健福祉部障害福祉課 綿引（検①） Tel 029(301)3357 Fax 029(301)3370 mail watahiki@pref.ibaraki.lg.jp 同 黒沢（検②） Tel 029(301)3363 Fax 029(301)3370 mail t.kurosawa@pref.ibaraki.lg.jp

## 障害者の就労支援に向けた取組について

(別添3)

## 【これまでの取組】

都道府県名：栃木県

本県においては、教育、労働、福祉等の各関係機関で情報の共有化を図り、県単の就業体験事業や障害者就業・生活支援センター設置に向けた就労実績を上げるための取り組みも行っているが、今後も、さらに連携を強化し、一体的な事業推進を図っていく必要がある。また、障害者自立支援法の新体系事業への移行、養護学校卒業生の就労支援のあり方、関係機関の連携方法などが大きな課題である。

## 【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	① 授産施設等の就労移行支援及び就労継続支援(雇用型)への移行支援 ② 養護学校卒業生の一般事業所への就職率向上と職場定着支援の充実 ③ 知的障害者及び精神障害者の雇用拡大 ④ 県内企業の法定雇用率達成割合の向上
検討体制	県庁内に障害者雇用にかかる担当者レベル(教育・労働・福祉)のワーキングを設置予定。必要に応じて、労働局、養護学校教員、施設職員、市町村職員等の参加を得て、検討を行う。
全体スケジュール (平成18年度)	5月 第1回ワーキング 以降、随時開催予定。
国との連絡調整窓口	障害福祉課：薄井 TEL028-623-3492 FAX028-623-3052 e-mail usuim01@pref.tochigi.jp 労働課：松本 TEL028-623-3224 FAX028-623-3225 e-mail matsumotok03@pref.tochigi.jp 特別支援教育室：鈴木 TEL028-623-3381 FAX028-623-3379 e-mail t-suzukit01@pref.tochigi.jp



**障害者の就労支援に向けた取組について**

(別添3)

【これまでの取組】

都道府県名: 群馬県

・一般企業への就労支援を図るため、労政担当課において、障害者支援事業を行う県内5つの社会福祉法人に10名の雇用サポーターを配置し、企業訪問を実施して、障害者の求人開拓を行う他、求人情報を収集し、ハローワークに情報提供する事業を行っている。  
 H17年度 訪問事業所数4,190 障害者雇用希望事業所数693 新規雇用障害者数 117名  
 ・障害者雇用に対する理解と認識を深めるため、事業主を対象とした障害者雇用事業所職場見学会を実施した。H17年度 参加者 13名

【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	①授産施設等の就労継続支援(雇用型)及び就労移行支援への移行支援と障害福祉計画の策定 ②養護学校卒業生の一般事業所への就職率向上と職場定着支援の充実 ③県内企業の法定雇用率達成割合の向上 等
検討体制	・障害者就労促進連絡協議会(仮称)を設置し、関係機関(労働局、県(福祉・産業・教育))の連携強化を図る。
全体スケジュール (平成18年度中)	5～6月 新事業体系に基づく移行希望調査を実施 7～8月 市町村による調整 9月 障害者福祉計画とりまとめ
国との連絡調整窓口	(福祉)群馬県健康福祉局障害政策課 施設支援G 吉田義博 TEL027-226-2632 FAX027-224-4776 Eメール yoshida-yo@pref.gunma.jp (雇用)群馬県産業経済局労働政策課 雇用促進G 田代茂久 TEL027-226-3406 FAX027-223-7566 Eメール tashiro-shi@pref.gunma.jp

**障害者の就労支援に向けた取組について**

(別添3)

【これまでの取組】

都道府県名: 埼玉県

当県では、障害者就業・生活支援センター2か所、市町村障害者就労支援センターを13市に配置し、障害者の能力にあった職場の開拓と職場への定着など、障害者本人に対する支援を行うとともに、障害者の雇用に取り組む事業所に対する支援を行っている。就労支援を効果的に実施するため、ネットワーク作り事業として連絡協議会を設置して、行政と就労支援機関の連携を図っている。  
 障害者自立支援法の施行に伴い、授産施設等の就労移行支援等の新体系事業への移行及び就労支援機関との連携が課題と考えている。

【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	①授産施設等の就労継続支援(雇用型)及び就労移行支援への移行支援 ②授産施設等と就労支援機関との連携 ③障害者就労支援センターの設置促進 ④障害福祉計画策定における「施設から一般就労」「就労移行支援への移行」の目標値の設定
検討体制	市町村障害者就労支援センターの設置促進とネットワーク作りによる就労者数の増加
全体スケジュール (平成18年度中)	4～6月 新事業体系に基づく移行希望調査を実施 等 7～8月 県、市町村等による調整 9月 障害福祉計画取りまとめ 通年 障害者就労支援センター未設置市町村への働きかけ及び連絡協議会の実施
国との連絡調整窓口	障害者福祉課 堀越 TEL 048-830-3317 FAX 048-830-4783 a1084145@pref.saitama.lg.jp

## 障害者の就労支援に向けた取組について

### 【これまでの取組】

都道府県名：千葉 県

本県では、県内で働く意欲と能力のある障害者や企業等からの就業・雇用相談、実習や障害者の職場開拓、継続就労支援など障害者就業に関するサービス提供を目的として「千葉障害者就業支援キャリアセンター」を平成15年から設置したほか、福祉圏域ごとに設置されている「中核地域生活支援センター」に就労支援ワーカーの配置を順次進めるなどの取組を行った。

また、第三次障害者計画の推進体制の一環として官民協働の「福祉作業所のあり方研究会」を設置し、その中で福祉作業所等から一般就労への移行促進方策についての検討を行ったほか、県庁内で障害者の福祉・教育・雇用部分を所掌する関係課が定期的に情報交換等を行う場を作り、円滑な施策の推進に努めている。

昨年度より教育・雇用部分を所掌する関係課が協働して、盲・聾・養護学校の教員が障害者を雇用している企業で実習を行うシステムを作り、就労に向けた進路指導の充実を図っている。

さらに、労働局とも雇用対策連絡調整会議の障害者対策連絡会として定期的な調整を行っているところである。

### 【今後の取組】

事 項	取 組
当面の課題	①授産施設等の就労継続支援（雇成型）及び就労移行支援への移行支援と障害福祉計画の作成 ②盲・聾・養護学校においては、社会参加と自立に向けた小・中学部から高等部までの一貫した教育の充実や、進路指導・卒業後の支援の充実等 ③企業が積極的に障害者を雇用していくための意識改革、雇用拡大のため新たな就労形態・職域の開拓等 ④障害者が安定かつ継続して就労を行うための定着支援
検討体制	①については、障害福祉計画を千葉県障害者施策推進協議会に諮り策定した後、一般就労移行については、あらためて関係部局、関係機関による連絡会議を設置したいと考えている。 ②については、福祉、労働等の関係機関と連携をとりながら個々のニーズに応じた個別的教育支援計画を作成し、実行する。 ③及び④については、まずは障害者の一般就労促進を図るため、県庁の福祉部門、商工労働部門、教育部門及び千葉市の福祉部門、商工労働部門の関係課長からなる「千葉障害者就業支援キャリアセンター連絡会議」を設置した。
全体スケジュール (平成18年度中)	4～6月 新事業体系に基づく移行希望調査を実施、圏域調整会議の体制整備等 ① 7～8月 市町村、圏域調整会議による調整 ① 9月 ・障害福祉計画（案）取りまとめ ① ・千葉障害者就業支援キャリアセンター連絡会議 ③及び④ 3月 ・千葉障害者就業支援キャリアセンター連絡会議 ③及び④
国との連絡調整窓口	担当：健康福祉部障害福祉課 吉武 TEL:043-223-2935 FAX:043-222-4133 E-mail: t.yshtk@mc.pref.chiba.lg.jp

## 障害者の就労支援に向けた取組について

東 京 都

### 【これまでの取組】

**教育庁**：各校の進路指導教員等が実習先や就労先などの企業開拓を実施するとともに、企業向けセミナーを実施（ハローワークによる企業の参加勧奨）（企業就労率：15年度卒業生：28.1%、16年度卒業生：30.1%、17年度卒業生：33.6%）  
 平成16年11月策定の東京都特別支援教育推進計画の中で就労支援の方策と、生徒全員の企業就労を目指す、知的障害が軽い生徒を対象とした養護学校（永福学園養護学校（仮称）・青梅東学園養護学校（仮称）・南多摩地区学園養護学校（仮称））の設置を示した。

**産業労働局**：国の障害者基本計画に盛り込まれている「施設等から地域生活への移行の推進」を踏まえ、授産施設等の利用者のうち、就職への意思・能力の高い障害者を一般就労へ移行するための支援を行っている。

**福祉保健局**：福祉施設から一般就労への移行を支援するため、平成12年度から東京都独自に「区市町村障害者就労支援事業」を28区市で実施  
 本事業の支援コーディネーターを中心に、各区市毎に福祉、教育、労働の関係機関等の支援ネットワークを設置  
 平成17年度から「施設外授産事業」1か所のほか、小規模作業所等を対象とした東京都独自の「企業内通所授産事業」を5か所で実施

**東京労働局**：平成17年度から、ハローワーク渋谷において「地域障害者就労支援事業」を実施  
 ・精神障害者ジョブガイダンス事業の実施にあたって、福祉保健局、精神保健福祉センターと連携  
 ・東京労働局と東京都関係局等との連絡・調整の機関として、平成12年度から「東京障害者雇用連絡協議会」を開催（年2回）  
 ・東京労働局及び都内ハローワークにて、養護学校、福祉施設等から職場実習の受入れを実施するほか、都内ハローワークで、「区市町村障害者就労支援事業機関」等福祉施設から職場実習を経て知的障害者を採用（現在3所12名採用、5月以降3所7名採用予定）  
 ・雇用率達成指導と連動した「委託訓練」センター企業との確保  
 ・民間企業の人事担当者向けに東京経営者協会と開催する「障害者雇用支援セミナー」（平成17年度10回実施）において、養護学校や就労支援機関の連携による障害者雇用好事例を紹介

### 【今後の取組】

事 項	取 組
当面の課題 及び検討体制	<b>教育庁</b> ①養護学校卒業生の一般事業所への就職率向上と職場定着支援 企業等アドバイザー事業（知的障害養護学校高等部設置校にアドバイザーを派遣し、作業学習等への助言を行う。） 東京都養護学校等就労サポーター事業（実習先や就労先の開拓や職場定着支援等を行う。） 企業向けセミナーの実施（企業等の人事担当者等に対し、パネルディスカッション等を実施する。） ②知的障害が軽い生徒を対象とした養護学校の開校 19年度：都立永福学園養護学校、21年度：都立青梅東学園養護学校、22年度：南多摩地区学園養護学校（いずれも仮称）
全体スケジュール (平成18年度)	<b>産業労働局</b> ①地域における障害者就業支援 ②知的障害者のオフィス体験実習の実施・臨時雇用の開始 ③福祉施設利用者の一般就労への移行率の向上 〇重度障害者就業対策連絡会を設置（3か月に一度、福祉、労働、教育の関係機関による連絡会を開催） <b>福祉保健局</b> ①障害者地域生活支援・就労促進3か年プランの着実な推進 新事業体系への移行を推進するための基盤整備（東京都独自の整備費特別助成）の推進 区市町村障害者就労支援事業及び企業内通所授産事業の拡充、小規模作業所の経営改革の推進 <b>東京労働局</b> ①障害者の受入れ先の一層の確保（民間企業、公的機関） 担当制、具体的提案型雇用率達成指導の実施 ②福祉施設、就労支援機関等との連携 ③大規模養護学校との連携（実習先の確保、職業相談体制）
国との連絡調整窓口	4月～6月 新事業体系への移行希望調査の実施・東京都のサービス基盤整備に関する基本指針の作成・公表 7月～2月 東京都障害福祉計画策定委員会の運営及び障害者雇用促進施策の目標設定のための調整会議の開催 区市町村障害福祉計画におけるサービス必要見込量の算出作業との調整 3月 東京都障害福祉計画の策定・公表 教育庁学務部義務教育心身障害教育課心身障害教育企画担当係長 落合 電話03（5320）6753 産業労働局雇用就業部就業推進課就業推進係障害者就業担当 馬場・島田 電話03（5320）4663 福祉保健局障害者施策推進部計画課計画担当係長 奈良 電話03（5320）4100

障害者の就労支援に向けた取組について

(別添3)

都道府県名：神奈川県

【これまでの取組】

本県においては、障害者の職業能力に応じた就労の場の確保と職場定着を支援するための地域就労援助センターを各保健福祉圏域ごとに整備し、各機関と連携の下、障害者の就労に取り組むとともに、障害者雇用推進として普及啓発、雇用の場の創設、職場定着の促進、支援体制の整備についても取り組みを進めてきた。  
また、養護学校の在学中から卒業後の生徒の就労支援のために県内8圏域で進路開拓労働・福祉・教育地区会議をそれぞれ開催し、地区の関係機関が集まり、情報交換を行っている。  
さらに、厳しい障害者雇用状況を改善するため、「神奈川県障害者雇用推進連絡会」を平成18年3月に設置し、労働団体、使用者団体、行政が連携して対策の検討を行うこととしている。

【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	① 障害者自立支援法の趣旨を踏まえた具体的方策の検討と障害福祉計画への反映 「就労移行支援」と「就労援助センター」との相互連携のあり方 「就業・生活支援センター」と本県で設置している「就労援助センター」との整合 等 ② 国労働局及び県商工労働部、保健福祉部、教育局等の関係機関の連携強化 ③ 県内企業の実雇用率の向上 ④ 職場定着率の充実
検討体制	検討中
全体スケジュール (平成18年度中)	4～6月 新体系に基づく移行希望調査を実施、圏域における体制整備等 7～8月 市町村、圏域についての調整 10月 障害福祉計画(案)作成 3月 障害福祉計画決定・公開
国との連絡調整窓口	保健福祉部障害福祉課社会参加推進班 石井 奈保子 電話 045-210-4709 ファクシミリ 045-201-2051 電子メールアカウント ishii.8mj5@pref.kanagawa.jp

障害者の就労支援に向けた取組について

新潟県

【これまでの取組】

県内3カ所の障害者就業・生活支援センターを中心に、県、市町村、労働局、ハローワーク、福祉施設及び養護学校等で構成する会議を開催し、連携を図りつつ障害者雇用の促進に努めている。また、福祉サイドで、知的障害者ホームヘルパー資格取得研修や精神保健職親制度を実施するとともに、労働サイドでは、テクノスクール等における職業訓練や新潟労働局等との連携による雇用を前提とした職場適応訓練、就職面接会等を実施し、雇用促進に取り組んできた。養護学校卒業生の就職については、福祉・教育部門及び労働局が連携し、事業所等への就職を支援している。今後はより多くの障害者の就労支援につながるよう、関係機関の連携方法を明らかにする必要がある。

【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	① 授産施設等の就労継続支援及び就労移行支援への移行支援、賃上げ ② 養護学校卒業生の就職率向上 ③ 職業訓練修了生の就職率の向上 ④ 県内企業の実雇用率達成割合の向上 ⑤ 障害者就業・生活支援センターの箇所数増
検討体制	① 「障害児進路指導担当者会議(福祉・教育部門及び労働局の連携による)」において意見交換を行う。 ② 「障害者就労支援基盤整備事業(新潟労働局所管)」により、アドバイザーの派遣や就労支援セミナー等、福祉施設に対する支援を行う。 ③ 福祉サイドから一般就労へ送り出す仕組みの整備が進められることから、その「受け皿」を拡大するため、新たに「障害者職域拡大アドバイザー(県労働部門所管)」を県下全域に配置し、企業の求人開拓等を実施する。
全体スケジュール (平成18年度中)	～9月 新事業体系に基づく移行希望調査、圏域調整会議の体制整備、市町村他関係機関による調整 10月 障害福祉計画取りまとめ
国との連絡調整窓口	○障害者の就労支援に関すること ・新潟県福祉保健部障害福祉課 育成係 和泉利子 (TEL: 025-280-5228 FAX: 025-283-2062 E-mail: T0402604@mail.pref.niigata.jp) ・新潟県福祉保健部健康対策課 精神保健福祉係 大矢政昭 (TEL: 025-280-5201 FAX: 025-285-8757 E-mail: T0402403@mail.pref.niigata.jp) ○障害者の雇用対策に関すること ・新潟労働局職業安定部職業対策課 地方障害者雇用担当官 長柄肇 (TEL: 025-234-5837 FAX: 025-232-3382 E-mail: h.nagara@niigata-esd.go.jp) ・新潟県産業労働観光部労働政策課 雇用対策班 大田佳美 (TEL: 025-280-5270 FAX: 025-280-5493 E-mail: T0500504@mail.pref.niigata.jp) ○障害者の就業訓練に関すること 新潟県産業労働観光部職業能力開発課 指導係 和須津和一九 (TEL: 025-280-5262 FAX: 025-280-5168 E-mail: T0500602@mail.pref.niigata.jp) ○養護学校生徒の就職に関すること 新潟県教育庁義務教育課 障害児教育係 中島秀晴 (TEL: 025-280-5606 FAX: 025-285-8087 E-mail: T0500406@mail.pref.niigata.jp)

【これまでの取り組み】

都道府県名：富山県

- ・ 職場適応訓練・・・就職を希望する障害者に一定期間の事業所訓練を行い、訓練後に事業所への雇用を図る
- ・ 障害者雇用継続奨励金・・・職場適応訓練終了後も、障害者を雇用する事業主に対して奨励金を支給
- ・ 障害者雇用支援月間・・・街頭キャンペーンや障害者を雇用している事業所の表彰を行う
- ・ 知的障害者雇用奨励金・・・常用労働者の一定数を越えて知的障害者を雇用している事業主に対して奨励金を支給
- ・ 障害者雇用推進員の配置・・・雇用開発協会に障害者雇用推進員を配置し、国、県の障害者施策のPRや求人開拓を行う
- ・ 障害者雇用推進会議・・・経済団体、労働団体、障害者団体、行政機関が集まって障害者雇用に関する意見交換を行う
- ・ 県政バス教室の開催・・・障害者雇用に取り組んでいる施設や企業を訪問し、障害者雇用への理解を深める

【今後の取り組み】

事項	取組み
当面の課題	本県の障害者の雇用状況は、依然として厳しい状況にある（実雇用率1.52%）。 障害者自立支援法が国会で成立し、今後一層、福祉から就労への移行が促進されることとなる。
検討体制	障害者の就職に当たっては、就職と生活の両面からのサポートが必要であり、障害者就業・生活支援センターの取り組みが成果を挙げている。今後、ますます就業・生活支援センターの役割が重要となることから、障害者の就職についてノウハウと実績のある就業・生活支援センターを活用し、障害者のチャレンジトレーニング（就業体験）を1週間から1ヶ月実施する。
全体スケジュール (平成18年度中)	障害者就業支援センターからのチャレンジトレーニング事業の申請を受け、県はセンターが支払った実習先への謝金、保険料、訓練者の手当てについて奨励金としてセンターに支給する。
国との連絡調整窓口	労働雇用課 本間主事 電話076-444-8897 FAX076-444-4405 E-mail:koji.honma@pref.toyama.lg.jp

(別添3)

障害者の就労支援に向けた取組について

【これまでの取組】

都道府県名：石川県

本県においては、石川障害者職業能力開発校での能力開発、障害者職場適応訓練、障害者の態様に応じた多様な委託訓練のほか、障害者職場実習等を実施し企業の障害者雇用への理解と協力を求めるとともに、障害者の雇用支援を行ってきたが、本県の障害者雇用率は、1.61%（H17.6.1現在）と全国よりは高いものの、法定の水準には達していない状況にある。

【今後の取組み】

事項	取組
当面の課題	県内企業の法定雇用率達成割合の向上
検討体制	関係機関との連携により、各機関での取組みの普及啓発を図る。
全体スケジュール (平成18年度中)	4月 関係機関業務連絡会（労働局、県労働企画課、(社)石川県雇用支援協会、石川障害者職業センター） 7月 石川障害者雇用連絡協議会 9月 障害者雇用支援月間街頭キャンペーン 10月 高齢・障害者ワークフェスタ（障害者雇用優良事業所・優秀勤労障害者の表彰式、講演等）
国との連絡調整窓口	商工労働部労働企画課 主任主事 木下直子 TEL076-225-1532 FAX076-225-1534 naoko@pref.ishikawa.jp

## 障害者の就労支援に向けた取組について

【これまでの取組】

都道府県名：石川県

県教育委員会においては、平成15年度より、個に応じた進路指導の充実事業を実施し、生徒が主体的に進路選択する能力や態度及び望ましい職業観や勤労観の育成し、職業的な自立を推進している。内容としては、①個別移行支援計画の策定・活用 ②就業体験実習サポーター派遣 ③職場見学、就業体験実習の拡充 ④卒業生への追指導の充実である。特に②では、知的障害養護学校にサポーターを派遣し、職場適応への支援により、前年度より就職率の向上が見られた。

【今後の取組】

事 項	取 組
当面の課題	① インターンシップ受入れ企業の不足と同時に、インターンシップが一般就労に結びつくケースが少なくなっている。 ② 各学校において個別移行支援計画を作成したが、活用はこれからの課題 ③ 就業・生活支援センターからジョブコーチの支援を受けることが困難な地域の学校への支援
検討体制	就労に係わる機関等によるインターンシップ促進連絡協議会の設置 ・インターンシップ等における現状と課題の明確化 ・他県の取組の調査研究 ・インターンシップ受入れ企業のデータベース化 ・個別移行支援計画のモデル実施 <委員：石川労働局、県商工労働部、ハローワーク、障害者職業センター、雇用支援協会、企業、保護者、就業・生活支援センター、盲・ろう・養護学校等>
全体スケジュール (平成18年度中)	5月 インターンシップ促進連絡協議会委員の委嘱及び第1回連絡協議会の開催 6月 前期インターンシップの実施 7月 データベース化への準備 9月 他県から講師を招聘し、研修会の開催 11月 後期インターンシップの実施 1月 まとめ
国との連絡調整窓口	石川県教育委員会事務局学校指導課特別支援教育グループ 北元和洋 TEL(076)225-1829 FAX(076)225-1832 メール k-kazu@pref.ishikawa.jp

## 障害者の就労支援に向けた取組について

(別添3)

都道府県名：石川労働局

【これまでの取組】

就職目標件数を設定し、きめ細やかな職業相談により、就職者の大幅な増加に取組んでいる。ハローワークにおいて、関係機関（障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等）との連携及び各種援助制度の活用により、障害者就業支援を実施している。

【今後の取組】

事 項	取 組
当面の課題	障害者自立支援法の施行により、就労移行支援事業がスタートすることから、通所後期にどのようにハローワークが支援に関わっていくか、体制を構築する必要がある。 発達障害者の就労支援について、ノウハウを蓄積し、的確な就労支援を実施する必要がある。 障害者雇用率未達成企業、地方自治体等に対して達成指導を強化する必要がある。
検討体制	障害者雇用連絡協議会（局）、障害者雇用連絡会議（県内4箇所）の充実。
全体スケジュール (平成18年度中)	4月 地方自治体に対する障害者雇用の要請。 5月 障害者自立支援法、発達障害者の知識を付与するためのハローワーク担当者研修の実施。 7月から12月 民間企業に対する雇用率達成指導。 12月 精神障害者ジョブガイダンス事業の実施。 年間 同行紹介等きめ細やかな職業紹介・職業指導の実施。
国との連絡調整窓口	職業安定部職業対策課 地方障害者雇用担当官 中嶋雅彦 TEL076-265-4428 FAX076-261-1408

### 障害者の就労支援に向けた取組について

障害者の雇用・就労促進のための関係行政機関会議出席者一覧

都道府県名： 福井県

#### 【これまでの取組】

福井労働局が開催する障害者就職面接会等を通じて、就労促進を図るとともに県の実施する障害者委託訓練の相談にも応じ、障害者のニーズに応じた相談援助に努めている。

障害者就業・生活支援センター、障害者職業センターと労働局との連携を密にして障害者の就労支援に努めるほか、職場適応訓練やトライアル雇用制度、ジョブコーチによる人的支援も併用しながら就労を支援している。

県内のハローワークに障害者雇用相談員を配置し、就職を希望する障害者に対し就職の準備段階から職場定着までのきめ細かな支援を行うとともに、職場適応訓練終了者を継続雇用した場合の「障害者定着雇用奨励金」の支給や、国における障害者雇用調整金など各種支援措置の活用を奨励している。

県内の医療機関、精神障害者通所授産施設等と労働局との連携により、精神障害者のジョブガイダンスを実施するとともに、精神障害者の社会復帰に理解のある事業所への訓練の委託を行っている。

地域障害者就労支援事業(全国で10箇所で開催)実施のため、ハローワーク教習では地域の障害者福祉施設等との就労支援ネットワークを構築し、福祉的就労から一般就労への移行を支援している。

盲・ろう・養護学校と労働・福祉等の関係機関との連絡会を開催し、産業界等における実習の状況、卒業後の進路などの情報・意見交換を行うことにより、各学校の進路指導を進める上で、本連絡会の情報を生かしている。

#### 【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	①授産施設等の移行支援と障害者計画の策定 ②県内企業の法定雇用率達成割合の向上 ③各学校個別の支援計画の策定と卒業生の就職率低下への対応 ④ハローワークと管内の障害者福祉施設等との就労支援ネットワークの構築
検討体制	①障害児就業等支援連絡会議を設置(企業・労働局・保護者・県(福祉・産業労働・教育)の連携) ②福井障害者就労・生活支援センターに関係機関調整会議を設置(福祉・産業労働・労働局の連携) ③就労支援に向けたネットワークをハローワーク単位で構築し、就職支援の取組を強化するため、障害者雇用連絡会議に管内の福祉施設等を加える。(福祉・産業労働・労働局の連携)
全体スケジュール (平成18年度中)	4月～6月 新事業体系に基づく移行希望調査の実施 7月～9月 市町村、圏域別の調整 (中間報告) 3月 障害福祉計画取りまとめ } 障害児就業等支援連絡会の開催 (年3回程度)
国との連絡調整窓口	福井県健康福祉部障害福祉課 障害者福祉計画グループ TEL 0776-20-0338 FAX 0776-20-0639 e-mail syogai@pref.fukui.lg.jp

### 障害者の就労支援に向けた取組について

#### 【これまでの取組】

都道府県名： 山梨県

山梨障害者雇用連絡協議会を通じて、山梨労働局と山梨県(関係部局)、障害者職業センター、雇用促進協会等との間で円滑・効果的な連携を図るとともに、これらの合同による取組として、障害者雇用啓発キャンペーン等に取り組んでいる。

また、山梨県教育委員会が主宰する特別支援連携協議会に山梨労働局やハローワークも参画して就労支援の連携を図った。

山梨県の平成18年度新規事業(障害者就労支援関係・県単独事業)として、主なものは以下の通り。

- ①山梨県就業支援センターに、就職支援コーディネーターを設置  
障害者対象の職業訓練に本県独自の制度として、「就職支援コーディネーター」を設置し、就職先の企業開拓、ハローワーク、ジョブカフェでの情報収集、訓練生への情報提供、就職相談、企業ニーズと訓練生の希望等のマッチングの調整などを図り、就職に結びつける。
- ②「やまなし障害者企業立ち上げプロジェクト」(県単独・3ヶ年継続事業)  
障害をもつ人を中心とした新たな一般就労企業の立ち上げ支援事業を、3年継続で実施する。  
(支援スタッフ配置、啓発セミナー開催、障害者起業チーム公募・選考、起業塾開催、初期投資経費助成、アドバイザー派遣等)など(新規7事業、拡大5事業、臨時3事業)

#### 【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	①障害者の就労支援に係る、関係機関の連携体制の強化 障害者自立支援法の施行等を踏まえて、従来以上に福祉関係者と雇用・就労支援関係者との連携を強化する必要がある。 ②県内企業の法定雇用率達成割合の向上 等
検討体制	①既存の山梨障害者雇用連絡協議会以外に、障害者自立支援法に基づく自立支援協議会(障害者の相談支援関係者の連絡組織、全県及び地区毎に設置)の設立、特別支援教育に係る特別支援連携協議会(教育・医療・保健・福祉・労働等の連携、広域及び地区毎に設置)など、相互の連携を図る。 ②従来からの取組以外に新たな障害者就労支援事業にも鋭意取り組み、障害者の雇用・就労を一層推進する。
全体スケジュール (平成18年度中)	(障害者雇用連絡協議会) 5/23開催予定 (障害者自立支援協議会) 5～9月:全県及び地区毎の設立準備、10月:全県及び地区毎の協議会設立 (特別支援連携協議会) 4月:協議会委員の確定、5～2月:広域会議(3回)、地区会議(3回)開催予定
国との連絡調整窓口	山梨県(福祉保健部(障害福祉課、健康増進課)、商工労働部(職業能力開発課)、教育委員会(新しい学校づくり推進室)、山梨労働局(職業安定部職業対策課)

【これまでの取組】

国はもとより、県の社会部と商工部が連携。社会部が障害者就業支援ワーカー11人を障害者総合支援センター（3障害対応の総合相談窓口）に配置するとともに、商工部では求人開拓員10人を地方事務所に、また障害者職業訓練コーディネーター2人を技術専門校に配置し、「①生活・就業相談→②就業前訓練・企業実習→③求人開拓・職業紹介」の体制を整備。その結果、平成16年5月～18年3月の間に「一般就労」380人超、「福祉就労」70人超、「職場定着支援」500人の成果が得られた。なお、平成17年度ハローワークを通じての就職者は941人であった。

【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	①一般の障害者にとまらず、養護学校の生徒・卒業生の企業への就職率向上と職場定着支援の充実 ②作業所等の工賃アップ ③新事業体系移行に伴う「就労移行」・「就労継続」支援及び障害福祉計画の策定
検討体制	①新たに授産活動活性化支援員4人を拠点の障害者総合支援センターに配置するとともに、ビジネス感覚のある民間事業者を製品開発販売と受注開拓分野のコーディネーターとし、毎月関係者による営業会議を開催し、作業所等の工賃アップを図る。(例)営業会議では、売れる商品の開発、企業へのセールス、農家との就労マッチング、作業所の生産所か販売所への特化とそのネットワーク化ほかを検討 ②障害者民間活用委託訓練（障害者の態様に応じた多様な委託訓練）については、コーディネーターを新たに2人追加し4人体制とし、就業前の準備訓練を重視するなど就職率50%の達成に向け、更に充実していく。 ③長野県経営者協会、連合長野による長野県「障害者雇用・ノーマライゼーション促進」協議会を設置 ④社会部、商工部、教育委員会でプロジェクトチームを発足し、養護学校の生徒の就職を含めた障害者の就労を支援する方策を検討する。 ⑤各圏域で養護学校の進路指導担当を交えた関係者による合同会議を開催し、就労支援に係るネットワークを構築する。
全体スケジュール (平成18年度中)	4～6月 新事業体系に基づく移行希望調査(国)及び授産活動実態調査(県)を実施、県の基本方針を立案 7～8月 市町村との調整 9月 障害福祉計画の中間とりまとめ及び法定外施設(共同作業所、小規模訓練施設)の県の支援のあり方のとりまとめ 秋 障害者を対象とした就職支援フェアを開催
国との連絡調整窓口	○商工部 雇用・人材育成チーム 就業支援ユニット 青山和司 電話 026-235-7201 FAX026-235-7328 Eメール koyo@pref.nagano.jp ○社会部 障害者自律支援チーム 就労支援ユニット 仁科英孝 電話 026-235-7105 FAX026-234-2369 Eメール seikatsu@pref.nagano.jp

障害者の就労支援に向けた取組について

(別添3)

【これまでの取組】

都道府県名：岐阜県

本県においては、H13年度に全県的に雇用機会の確保と提供を検討する場として、経済団体・障害者団体・福祉団体・NPO等からなる「県障害者雇用対策協議会」を設置したが、対象エリアが広範に過ぎ具体的な方策を打ち出せなかった。自立支援法の施行にあわせた、有効な関係機関の連携策を検討中。具体的な就労支援のための事業展開としては、国補事業「障害者就業・生活支援センター」(2カ所)のほか、県単独の事業として、一般就労を希望する授産施設利用者ごとの個別支援計画に基づく施設内指導・職場実習とともにハローワークや受け入れ企業との調整役を担う「就労移行支援員」を複数の授産施設にモデル的に配置し、その成果の普及による障害者の就労促進を試みているところである(H17「障害者就職促進モデル事業」)。

【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	○これまで施設中心であった就労支援を地域(市町村)が中心となって進めていく方向へと転換する。 ○このため、県下5圏域ごとに、市町村、経済団体・企業、施設・学校、障害者団体等が協働して地域の障害者就労についての実践的な対応策を協議できる体制づくりを行うとともに、一般就労を望む在宅障害者(養護学校卒業生を含む)と受け入れ企業等をつなぐ仕組みづくりに取り組む。
検討体制	○5圏域で「障害者自立支援推進会議」及び「障害者自立支援フォーラム」を開催 → 地域社会を挙げて障害者自立支援のための連携・協力体制の構築(構成:県振興局、市町村、NPO等民間団体、行政機関(ハローワーク、養護学校)、保健医療機関、事業者団体、障害者関係団体等) ○5圏域で「障害者就労(雇用)支援地域協議会」を設置 → 地域での就労(雇用)支援、ネットワークの構築
全体スケジュール (平成18年度中)	5～6月 5圏域で「障害者自立支援推進会議」の開催準備開始 10～11月 5圏域及び全県で「自立支援推進会議」及び「障害者自立支援推進フォーラム」を開催 11月 「障害者就労(雇用)支援地域協議会」を設置 3月 上記による成果(障害者就労促進のための方策)を障害福祉計画に反映
国との連絡調整窓口	健康福祉部 障害福祉課 野々村高志 電話 058-272-1111(内線2613) FAX 058-273-9650 e-mail nonomura-takashi@pref.gifu.lg.jp

## 障害者の就労支援に向けた取組について

(別添3)

都道府県名: 静岡県

### 【これまでの取組】各部門

本県においては、障害者就業・生活支援センター、障害者就業・生活支援ミニセンター、障害者職業訓練校等における職業訓練の活用により、障害者の就労支援を行うとともに、障害者雇用連絡協議会を開催し、福祉・商工労働・教育及び労働局の各部門で情報を共有するよう努めている。養護学校卒業生の就職については、職場実習制度等の活用や、県内7地区で開催される就業促進協議会により、福祉・商工労働・教育・労働局及び事業所の各部門が連携して取組んでいる。

### 【今後の取組】

事 項	取 組
当面の課題	①授産施設等が障害者自立支援法の就労移行支援事業等へ移行するにあたっては、福祉・商工労働・教育及び労働局の相互の連携を充実させ、実践的な活動を検討・展開し、効果を上げること。 ②養護学校卒業生の一般事業所への就職率向上と職場定着支援の充実を図ること。
検討体制	①各圏域の圏域調整会議において、障害福祉計画に係る圏域内調整等を行う中で就労関係について関係部門が連携し検討を行う。また、障害者雇用支援合同会議（仮称）を設け、県の障害福祉計画の数値目標の設定と達成に向けた取組について検討する。（福祉・商工労働・教育部門及び労働局の連携） ②養護学校生徒の一般就労促進に係る検討会を引続き開催する。（福祉・商工労働・教育部門及び労働局の連携）
全体スケジュール (平成18年度中)	4～6月 新事業体系に基づく移行希望調査を実施、圏域調整会議の体制整備 等 7～8月 圏域調整会議、障害者雇用支援合同会議（仮称）による調整 9月 障害福祉計画取りまとめ
国との連絡調整窓口	担当課名 健康福祉部障害者プラン推進室 担当者名 山登康治 電話/FAX 054-221-2352/054-221-3267 eメール koji1_yamato@pref.shizuoka.lg.jp

## 障害者の就労支援に向けた取組について

(別添3)

### 【これまでの取組】

都道府県名: 愛知県

本県においては、障害者の職業的自立を促進し、雇用対策の充実強化、定着対策の推進を図るため、次のような事業に取り組んでいます。

①愛知労働局が中心となって、県の労働関係機関や教育委員会等が情報交換を行うため、愛知障害者雇用連絡協議会を年1回開催している。

②乳幼児期から学校卒業後まで生涯にわたって一貫して支援するための総合的なシステムを県内各地域に構築することを目的として、県レベルでの愛知県特別支援教育連携協議会や、教育事務所単位で地区特別支援連携協議会を開催しており、関係機関の支援のネットワークの構築が図られた。 (教育委員会)

③就業及びこれに伴う日常生活の支援を必要とする障害者に対し必要な助言指導を行うため、障害者就業・生活支援センター（3か所）を設置し、雇用の促進、職業の安定を図っている。(健康福祉部)

④福祉的就労から一般就労への移行を促進するため、知的障害者のインターンシップ事業（雇用予約を伴わない短期的な職業実習）を実施している。(産業労働部)

### 【今後の取組】

事 項	取 組
当面の課題	①障害福祉計画の策定（健康福祉部） ②県内企業の法定雇用率達成割合の向上、障害者の職業訓練メニューの拡充（産業労働部） ③障害のある生徒の就労支援に向け、教育、労働、福祉等の関係機関が連携・協力を図るため、個別的教育支援計画を有効活用するための連携の在り方検討（教育委員会）
検討体制	①愛知県障害者施策推進協議会（健康福祉部） ②なし ③愛知県特別支援教育連携協議会（県全体）、地区特別支援連携協議会（各地区）（教育委員会）
全体スケジュール (平成18年度中)	①平成18年4月～7月 サービス見込量の算定・集計、市町村と県との調整 10月 パブリックコメント実施 平成19年2月 愛知県障害福祉計画策定 ②なし ③年2回ずつ開催予定
国との連絡調整窓口	就業促進課 佐藤 電話052-954-6367 FAX052-954-6927 E-mail:shugyo@pref.aichi.lg.jp 特別支援教育課 祖父江 電話052-954-6798 FAX052-954-6964 E-mail: tokubetsushienkyoiku@pref.aichi.lg.jp 障害福祉課 加藤 電話052-954-6291 FAX052-954-6920 E-mail:shogai@pref.aichi.lg.jp



## 障害者の就労支援に向けた取組みについて (別添 3)

都道府県名：三重県

### 【これまでの取組み】

本県においては、福祉・教育・労働の関係者が連携をとって、就労の場の確保に向けて「障害者のチャレンジ支援事業」として①授産施設利用者の一般企業での職場実習の実施 ②知的障害者の介護分野における職場実習の実施 や「障害児者地域連帯・自立支援事業」として①盲・聾・養護学校の生徒への職場実習の実施 ②障害児特別支援教育コーディネーターの育成や IT (情報通信技術) に関する職業訓練を実施し、就業機会の確保に努めている。

また、障害者就業・生活支援センターを県下に3箇所配置し、一般就労している障害者を対象に就業及びそれに伴う生活相談、支援をしているが、就労まで辿り着くことが難しい人が増加している。

### 【今後の取組み】

事 項	取 組 み
当面の課題	行政間（福祉、教育、商工労働、農林水産、建設）の情報共有・連携強化 企業、労働組合、障害者団体との連携強化 9圏域全てに障害者就業生活支援センターを設置 障害者福祉計画の策定、授産施設等に対する新体系移行に向けた支援 生活訓練、職業準備訓練の場や協力企業の確保
検討体制	各圏域の部会の一つに就労支援部会を設ける 県庁内に障害者の一般就労促進に係る連絡会議を設置
全体スケジュール (平成 18 年度中)	4月～6月 新事業体系に基づく移行希望調査を実施、圏域調整会議の体制整備 等 7月～8月 市町、圏域調整会議（各部会）による調整 10月～ 障害者福祉計画取りまとめ、調整
国との連絡調整窓口	別紙のとおり

### 別紙 (三重県)

国との連絡調整窓口	<b>教育担当</b> 教育委員会事務局 小中学校教育室 特別支援グループ 充指導主事 鶴飼 節夫 電話 059-224-2961 Fax 059-224-3302 e-mail: ukais00@pref.mie.jp	<b>雇用担当</b> 生活部 勤労・雇用支援室 雇用グループ 主査 山野 保巳 電話 059-224-2461 Fax 059-224-2455 e-mail: yamany04@pref.mie.jp	<b>福祉担当</b> 健康福祉部 障害福祉室 生活支援グループ 主査 木原 高行 電話 059-224-2266 Fax 059-228-2085 e-mail: kihart00@pref.mie.jp
-----------	---	---	--

# 障害者の就労支援に向けた取組について

(別添3)

都道府県名： \_\_\_\_\_ 滋賀県

## 【これまでの取組】

平成17年2月に、県と関連団体による『障害者の「働きたい」を応援する滋賀共同宣言』を発表し、その具体策として、平成17年度より、一般企業と同じ条件で働ける就労の場としての「社会的事業所」を整備し、地域での就労・生活支援の拠点として「働き・暮らし応援センター」を各福祉圏域に順次整備を進めている。また、平成17年9月には、滋賀労働局とともに、労働・経済団体に呼びかけ、障害者雇用を含め新たな課題に対処するため「雇用推進・行労使会議チャレンジしが」を設置し、この2月に具体的な計画として「滋賀県雇用推進プラン」を策定した。

## 【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	障害者の就労を進めるためには、労働・福祉・教育関係機関はもとより雇用主としての企業等が一体となって取り組む必要があり、障害者の就労と生活を支援するネットワークづくりが課題である。
検討体制	障害者の就労について、企業、労働、教育、福祉等の関係者15名の委員で構成する「滋賀就労支援ネットワーク懇話会」を設置し、関係者の連携のあり方や今後の就労支援のあり方について検討を行うこととした。事務局は、滋賀労働局、滋賀県障害者自立支援課・労政能力開発課、滋賀県教育委員会学校教育課が合同で担当している。
全体スケジュール (平成18年度中)	懇話会を3回程度開催し、障害者雇用ネットワークの構築に向けた取り組みを行うこととしている。 ・「社会的事業所」のあり方など県内の障害者雇用促進に向けた課題を整理。 ・障害者雇用・就労の促進に向けた連携のあり方の検討。 ・障害者の雇用・就労に向けた支援方策の検討。
国との連絡調整窓口	障害者自立支援課 市川 TEL077-528-3542 FAX 077-528-4853 E-mail ichikawa-tadatoshi@pref.shiga.lg.jp

# 障害者の就労支援に向けた取組について

都道府県名： 京都府

## 【これまでの取組】

### 府民労働部の取組

- 1 障害者に対する職業能力開発
  - (1) 城陽高等技術専門校の職業訓練
  - (2) 障害者等に対する職場適応訓練（一般職場適応訓練、短期職場適応訓練）
- 2 障害者の自立・就労支援
  - (1) 障害者能力開発モデル事業
    - ① 一般校（京都校・福知山校）で障害者対象訓練の実施
    - ② 生活・就労相談から職業訓練、就職、職場定着までの一体的な支援体制の整備（障害者職業訓練アドバイザーの配置）
  - (2) 離職者向け短期職業訓練・障害者コース（ビルクリーニング科（精神）、介護サービス科（知的）の実施など）
  - (3) 障害者の自立・就労支援のためのネットワーク会議の設置  
生活・就労相談から職業訓練、就職、職場定着までを一体的に支援するため、関係機関・団体等で構成。
- 3 障害者の雇用促進・一般就労支援
  - (1) 障害者雇用促進セミナーの開催
  - (2) 障害者雇用開拓アドバイザー3名配置（障害者雇用に係る啓発、相談、助言及び事業所の現状把握）
  - (3) 障害者就職面接会の開催
  - (4) 障害者就業・生活支援センターの指定
  - (5) 障害者優良事業所等表彰
  - (6) 障害者雇用促進事業助成（（社）京都府障害者雇用促進協会に助成）
- 4 障害者の就労定着支援  
障害者就労定着推進員1名配置。

### 保健福祉部の取組（福祉的就労）

- 1 訓練指導
  - (1) 障害者共同作業所等入所訓練助成事業（生活・作業訓練等を行う共同作業所の運営に助成）
  - (2) 精神障害者社会適応訓練事業（事業所において持久力、環境適応能力の向上）
  - (3) 共同作業所技能向上支援事業（障害者の技術向上や授産製品の質の向上を図る）
- 2 就労支援
  - (1) 知的障害者地域就労援助事業（企業等での就労の機会を与え、雇用就労の促進）

- (2) 心身障害者職親委託訓練（技術修得訓練及び生活指導を行い、雇用の促進）
  - (3) 就職促進モデル事業（一般就労へ結びつける支援体制のあり方の検証）
  - (4) ゆめこうば」支援事業（⑦～上記(1)～(3)の事業を統合）
    - ① ゆめこうば支援事業：ジョブパートナーを配置した就労意欲のある5名程度のグループを単位とし、新たに開拓した仕事に助成
    - ② 就労支援訓練事業：施設に在籍しながら、直接就業につながる就労訓練・企業実習の実施（例：清掃業務、花きの栽培等）
- 3 授産製品販路拡大
- (1) 共同作業所等フロンティア事業（府立高校や農業協同組合との連携した農作業施設設備に助成）
  - (2) 京都授産振興センター運営助成事業（販路拡大や共同受注、製作向上技術事業の推進）
  - (3) 授産製品販売促進特別対策事業（営業職員1名の配置等に助成）

【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	1 アクションプラン（障害者自立支援計画）に基づく施策の実施 障害者の地域社会における自立生活を支援するため、収入の確保（雇用・就業機会の確保、福祉的就労の環境整備）や居住場所の確保、生活支援・相談体制の確立、IT技術の活用等を具体化し、実施。 2 障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業の円滑な実施 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
検討体制	1 外部委員で構成するアクションプラン検討会議の活用 2 関係機関で京都府障害者雇用支援関係団体協議会を組織し、障害者の就労支援施策を検討。
全体スケジュール （平成18年度）	5月 新事業体系への対応できる補正予算措置 ～9月 新事業体系への円滑な移行 10月 現状分析、課題の抽出、施策の改善、目標の設定 11月 アクションプラン検討会議及び京都府障害者雇用支援関係団体協議会の意見を踏まえた施策の見直し 12月 新規施策の予算化
国との連絡調整窓 □	府民労働部 雇用対策プロジェクト 中田 電話 075-414-5132 保健福祉部 精神・社会参加室 長尾 電話 075-414-4732 FAX 075-414-4597 Eメール n-nagao09@mail.pref.kyoto.jp

(別添3)

障害者の就労支援に向けた取組について

都道府県名：大阪府

【これまでの取組】

- 本府においては、「障害者就業・生活支援センター」の設置を促進するため、府福祉、商工・労働、教育部門と大阪労働局が連携・協力し、支援センターへの円滑な移行のための準備と実績づくりを行なう「障害者就業・生活支援準備センター」の運営を市町とともに支援している。
- 授産施設等に入通所する障害者の一般就労を図るため、ハローワーク等関係機関と連携し、就職前の職場実習の段階から就職後の職場定着にいたる就労面と生活面の一体的支援を行なう「ジョブライフサポーター登録派遣事業」を実施している。
- また、授産事業の収益向上を支援し、施設利用者の経済的自立を促進するため、販売先開拓や経営管理等に専任で取り組む授産事業開拓員を配置する授産施設に対して補助金を交付している。
- さらに、養護学校卒業後の就労支援のため、①福祉、労働、教育各分野が連携したブロック会議の開催 ②ハローワーク、各市の障害福祉担当課、進路担当教諭及び企業間での就労支援の情報交換 ③進路研修や現場実習の機会を増やすための大阪府の公務労働内における職場実習等に取り組んでいるところである。
- 今後ともこれらの支援をより効果的なものとするため、関係機関のより一層の連携・協力を図りながら、障害者の自立支援を進めていく。

【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	① 授産施設等の就労移行支援及び就労継続支援への移行支援と障害福祉計画目標値実現のための方策検討 ② 障害者の一般就労に向けた施設、保護者や企業の意識の醸成 ③ 養護学校卒業生や福祉施設利用者の就職率向上に向けた職場開拓や職場定着支援 ④ 府内企業の法定雇用率達成割合の向上
検討体制	① 府内に就労支援の関係行政機関からなる障害者雇用検討組織を設置予定 ② 養護学校卒業生の一般就労に向けたブロック会議、進路担当者会議での検討 自立支援研修の実施 ③ 新事業体系への移行支援として、施設関係団体と定期的に検討会を実施
全体スケジュール （平成18年度中）	5～6月 事業者に対して新事業体系に基づく移行希望調査を実施 5～8月 サービス見込み量算定（必要に応じ、市町村及び事業者と調整） 9月 障害福祉サービス見込み量 国へ報告 3月 障害福祉計画策定
国との連絡調整	大阪府障害保健福祉室計画推進課 宮口 智明 電話 06-6941-0351 内2481 06-6944-2362（直通） Fax 06-6942-7215 Email miyaguchit@mbx.pref.osaka.lg.jp

障害者の就労支援に向けた取組について

(別添3)

【これまでの取組】

都道府県名：兵庫県

授産施設等で働く障害者のうち一般就労を希望する者に対し、企業等でのインターンシップ（職場研修）を労働部局の養成したジョブコーチのもと実施するなど、福祉的就労から一般就労に向けた支援を行っている。また、福祉・労働・教育の行政機関、民間団体等で構成するネットワーク会議を開催することにより、情報の共有と関係機関の協力体制の構築を図っている。  
 今後は、障害者個々の就労を支援する実効性のあるネットワークを各地域毎に構築していく必要がある。

【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	① 福祉的就労から一般就労への移行支援と職場定着支援 ② 授産施設等で働く障害者の賃金向上による社会的自立支援 ③ 授産施設等の障害者自立支援法における新サービス体系への移行支援と障害福祉計画の策定 ④ 養護学校等卒業後の支援につながる個別移行支援計画の策定とその活用
検討体制	① 福祉・労働・教育の行政機関、民間団体等により構成される「障害者雇用・就業支援ネットワーク会議」を全県（県庁）及び各県民局圏域毎に設置し、障害者の雇用・就業に向けた支援を継続的かつ効果的に提供する体制を構築している。 ② 教育委員会では、特別支援教育体制推進事業（文科省委嘱事業）により、県内2県民局管内を総合推進地域に指定し、教育、福祉、労働等の関係者による運営会議において、幼児から就労までの一貫した指導体制の整備に向けた調査研究等を行っている。
全体スケジュール (平成18年度中)	① 障害者雇用・就業支援ネットワーク会議（県レベル）の開催 5月、10月、2月 ② 障害者雇用・就業支援ネットワーク会議（地域レベル）の開催 随時（年3回程度） ③ 授産施設等の障害者自立支援法における新サービス体系への移行支援と障害福祉計画の策定 4～6月 移行希望調査 6～8月 市町、圏域における調整 9月 障害福祉計画の作成、取りまとめ ④ 特別支援教育体制推進事業（文科省委嘱事業） 5月、3月 調査研究運営会議の開催 6月、2月 特別支援教育連携協議会の開催
国との連絡調整窓口	健康生活部福祉局障害者支援課就労支援係 結城 TEL:(078)341-7711(内線3036) FAX:(078)362-3911 E-mail:yoshihiko_yuuki@pref.hyogo.jp

障害者の就労支援に向けた取組について

【これまでの取組】

都道府県名：奈良県

本県においては、養護学校卒業生等の事業所への就職促進を図るための職場適応訓練を実施するとともに、障害者の能力・適性及び地域の障害者雇用ニーズに応じた委託訓練を実施している。18年度からは、新たに高等技術専門校において知的障害者を対象とした職業訓練を実施する。また、障害児の社会参加や自立を目指して、雇用・福祉・教育に携わる関係機関が情報交換し、それぞれの業務が円滑に進められるよう「障害児進路開拓協議会」を開催してきた。

【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	・民間企業における実雇用率（1.8%）の達成及び障害者法定雇用率達成企業割合の向上。 ・個別の移行支援計画の作成 ・障害者雇用に係る助成金制度の活用と職場への定着支援のための連携。
検討体制	・障害児進路開拓協議会の一層の活用
全体スケジュール (平成18年度中)	4月 軽度の知的障害のある生徒の職業教育を充実させるために、高等養護部を新たに設置 7月 第1回進路開拓協議会 9月 障害者訓練事業（知的障害者対象）の開始 11月 第2回進路開拓協議会
国との連絡調整窓口	福祉部障害福祉課 中 正道 TEL 0742-22-1101 (内線:2831) FAX 0742-22-1814 eメール naka-masamichi@office.pref.nara.lg.jp

## 障害者の就労支援に向けた取組について

都道府県名：和歌山県

### 【これまでの取組】

本県においては、教育、雇用、福祉部門が連携を図りながら、福祉施設の利用者や養護学校の生徒が県庁や民間企業での職場実習を、県で育成したジョブサポーターの協派遣して、実施している。  
また、県教育委員会主催で、盲・ろう・養護学校高等部卒業生の一般就労に向けた取組について、「障害生徒進路対策協議会」を年2回開催し、県内各ハローワーク、地域療育等支援事業コーディネーター、各盲・ろう・養護学校進路担当者、障害福祉課、雇用推進課、労働局、障害者職業センター等が一堂に会し、一般就労に向け協議を行っている。

### 【今後の取組】

事 項	取 組
当 面 の 課 題	① インターンシップの周知並びに実施可能な関係機関等の拡充 ② ジョブコーチとの連携に対する各学校の意識に差があるため、その解消に向けた取組 ③ 社会参加を見据えた勤労意欲等の育成を目指した教育課程の編成並びに指導内容の充実 ④ 各学校による就労者支援の充実（アフターケアを行う際の活動費の予算化等）
検 討 体 制	① 関係各課等との連携会議の開催 ② 盲・ろう・養護学校学部主任及び進路指導担当者等との協議
全体スケジュール (平成18年度中)	7～8月 盲・ろう・養護学校学部主任会の開催 10月、2月 障害生徒進路対策協議会等の開催 3月 障害者福祉計画取りまとめ
国との連絡調整窓口	教育委員会学校教育局県立学校課 米田 良博 TEL 073-441-3662 FAX 073-441-3664 e-mail yoneda_y0006@pref.wakayama.lg.jp 商工労働部労働政策局雇用推進課 新解 美紀 TEL 073-441-2807 FAX 073-422-5004 e-mail shinkai_m0002@pref.wakayama.lg.jp 福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課 西川 武志 TEL 073-441-2537 FAX 073-432-5567 e-mail nishikawa_t0001@pref.wakayama.lg.jp

(別添3)

## 障害者の就労支援に向けた取組について

### 【これまでの取組】

都道府県名：鳥取県

特になし。

### 【今後の取組】

事 項	取 組
当面の課題	① 障害児の就労支援に当たっては、学校現場から一般社会（就職）へつながる一連の職業訓練（指導）が必要と思われるが、教育から労働、又は福祉への連携が十分にされていないため、支援が分断又は単発に終わっている。今後は、学校在学の早い時期から就労に向けての取り組みが必要。 ② 個人の能力の発展と職場の理解、業務の開拓、ワークシェアリングなども念頭にいた上で、福祉的就労から一般就労への移行のための支援が必要。 ③ 県内企業における障害者雇用率は1.71%（H17）で法定雇用率を下回っていることから、障害者雇用を拡大させるための施策（就業機会の拡大、職業訓練機会の充実等）が必要。
検討体制	① 県庁内にワーキンググループを設置し、特に就学から就労にスムーズに結びつけること及び長期に渡る就労継続を目標として、福祉・労働・教育の各関係機関が連携して、障害のある児・者への各ステージでの教育・就労等支援の方策・仕組みについて検討する ② 外部講師等を招き、講演会等を開催することにより、障害者雇用の現状等について関係者の理解を深める。 ③ 障害者を雇用するに至る経緯から雇用後に配慮した点など、今後企業が障害者雇用を進める上での参考となる「障害者雇用の具体的取組事例集」を作成する。
全体スケジュール	4～9月 ワーキングを開催し、現状・課題の整理及び具体的な対応策を検討する。 10月 検討結果を取りまとめるとともに、19年度予算要求に反映させる。 3月 具体的取組事例集の作成
国との連絡調整窓口	担 当：鳥取県福祉保健部障害福祉課 高田治美 電 話：0857-26-7889 F A X：0857-26-8136 eメール：takataha@pref.tottori.jp

障害者の就労支援に向けた取組について

(別添3)

【これまでの取組】

都道府県名： 島根県

本県においては、7つある障害保健福祉圏域のうち、3圏域に障害者就業・生活支援センターを設置し就労支援を行っているが、東西に長く離島もあるため、既存の就業・生活支援センターだけでは、対応ができない状況にあり、各圏域に就労支援を行うセンターの設置が必要であると考えている。  
また、盲・ろう・養護学校卒業生の就業促進については、平成10年度より島根県特殊教育諸学校進路開拓推進事業（通称：あいワーク）を展開している。県レベルの運営協議会の他、県内を6地域に分けて進路指導地域懇談会を開催し、福祉・労働行政、職親の会、事業主団体、施設、作業所、盲・ろう・養護学校等の各関係者が情報交換を行い、職場実習の受入促進、雇用促進及び卒業後支援を図っている。盲・ろう・養護学校においては、個別移行支援計画を作成し、支援のスムーズな移行を図っている。しかし不況の影響で事業所への就職は依然として厳しい状況がある。

【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	①障害者就業・生活支援センター未設置圏域での就労支援の在り方 ②盲・ろう・養護学校卒業生の一般事業所への就労促進と職場定着支援の充実。
検討体制	①平成18年度より、障害者就業支援センター事業を開始し、障害者就業・生活支援センター未設置圏域に、就労支援ワーカーを配置して就労支援を図るとともに、連絡会議を開催し関係機関との連携を図る。 ②特殊教育諸学校進路開拓推進事業 ・県教育委員会が主催し、年2回各盲・ろう・養護学校の進路指導担当者及び関係機関の担当者による情報交換や課題等についての協議を行うため、進路担当者連絡協議会を開催する。 ・県下6地域において、各地域に設置されている盲・ろう・養護学校の幹事校が主催し、各校の進路指導担当者及び関係機関の担当者による情報交換やケース検討、課題等についての協議を行うため、進路指導地域懇談会を開催する。
全体スケジュール (平成18年度中)	①障害者就業支援センター事業 4月～ 益田圏域において就労支援センター事業開始（連絡会議の開催） 5月～ 雲南圏域において就労支援センター事業開始（連絡会議の開催） ②特殊教育諸学校進路開拓推進事業 5月8日 第1回進路担当者連絡協議会（進路開拓推進協議会と同時開催とする）の開催 *上記連絡協議会を受け、各地域毎に進路指導地域懇談会を随時開催する。 3月9日 第2回進路担当者連絡協議会（進路開拓推進協議会と同時開催とする）の開催
国との連絡調整窓口	①障害者就業支援センター事業について 健康福祉部障害者福祉課支援第一グループ 担当：青山佳世 TEL：0852-22-6527 FAX：0852-22-6687 E-mail：aoyama-kayo@pref.shimane.lg.jp ②特殊教育諸学校進路開拓推進事業（通称：あいワーク）について 教育庁高校教育課特別支援教育室 担当：森山真治 TEL：0852-22-5420 FAX：0852-22-5762 E-mail：moriyama-shinji@pref.shimane.lg.jp

障害者の就労支援に向けた取組について

(別添3)

【これまでの取組】

都道府県名：岡山労働局

障害者の就労支援については、安定所の窓口において、職業相談実施後就職に結びつけるまでの過程において、関係機関との連携は不可欠であり、障害者の態様に応じて職場適応訓練等を実施するなど連携を図っている。  
また、障害者の任免状況報告書をもとに、地方公共団体等に対し雇用率の達成指導等を行っている。

【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	①改正障害者雇用促進法の周知 ②障害者雇用率達成指導の一層の推進（県、市町村の機関に対し厚生労働大臣名の要請文書による要請） ③関係機関との連携強化による障害者雇用対策の推進（連絡会議の開催等）
検討体制	①担当者会議等において法改正に係る内容の説明・周知を行う。岡山労働局ホームページへの掲載 ②県、市町村の機関のうち障害者雇用率制度の対象となる全機関に対し厚生労働大臣名による要請文書により要請を行う。（うち知事部局、県教育委員会及びその他の未達成の県、市町村の機関については労働局幹部又は所長の訪問手交を実施） ③障害者雇用関係機関6所連絡会議の開催（県産業労働部、雇用開発協会、吉備職リハ、障害者職業センター、労働局、安定所）
全体スケジュール (平成18年度中)	4～5月 厚生労働大臣名による要請を実施 5月、1月 6所連絡会議 9～10月 障害者就職面接会の開催
国との連絡調整窓口	

2008 04/19 WED 17:06 FAX 086 224 6520 岡山県障害者福祉課 08-4-1911133AM:岡労働局取組 1055014527 4/3/3 002/002

障害者の就労支援に向けた取組について

都道府県名：広島県

【これまでの取組】

- 障害者雇用連絡協議会の設置・開催（事務局：労働局）  
障害者の雇用の促進と安定を図るため、広島労働局と広島県が円滑・効果的な連携を図り、必要に応じて関係機関と連携・調整を行い、障害者雇用に関する協議・情報交換等を行っている。（平成17年度は、①障害者雇用促進法案・障害者自立支援法案の国会提出を踏まえて、地域における障害者の自立促進のための今後の福祉施策と雇用施策の取組みについての情報交換②発達障害者支援法を踏まえて、今後の発達障害者支援への取組みについての情報交換（発達障害者支援センターの設置に向けての進行状況及び今後の連携についての意見交換）等を議題の中心として協議。）
- 障害者雇用連絡協議会の設置・開催（事務局：ハローワーク）  
県内7ブロック単位で設置し、障害者の雇用促進と安定を図るために、障害者の雇用に係る諸問題について地域の関係機関が連携を図っている。  
・ 主な構成員（ハローワーク・労基署・人権擁護委員会・教育事務所・盲ろう養護学校・県地域事務所・県保健所・教育委員会・保健所・児童相談所・障害者更生相談所・障害者支援センター・雇用開発協会・障害者職業センター等）  
・ 協議事項～雇用に係る諸問題についての対応・就職の促進及び社会復帰の促進に関すること等。
- 福祉保健部の取組み  
・ 授産施設等就労支援モデル事業  
経営改善の取り組み意欲のある授産施設等からモデル施設を選定し、現状の経営分析を行うとともに、新たな商品開発・販路拡大など経営基盤の充実・強化に向けた取り組みを支援する。（H18年～）
- 商工労働部の取組み  
・ 障害者雇用促進支援資金（雇用促進支援資金融資）  
事業拡大に伴う障害者の雇用拡大や経営逼迫時の障害者雇用維持のため、事業主に対して低利で融資する資金を創設する（H18年～）。  
・ 障害者在宅ワーク支援研修事業  
通勤が困難な障害者の就業機会の拡大を図るため、障害者への配慮がなされたホームページ作成のための教材等を活用した遠隔研修を実施する。  
・ 障害者就業支援事業  
障害者に対し、職業生活に必要な基本的労働習慣を習得させるための訓練、援助を行う一方、事業主に対する雇用相談や職場定着支援を実施している広島地域障害者雇用支援センターに対する支援を行う。  
・ 障害者職業能力開発事業  
訓練生一人ひとりの障害の態様に配慮したきめ細かな施設内訓練を広島障害者職業能力開発校において実施するとともに、民間教育訓練機関等への委託による小人数グループ制の職業訓練を実施する。
- 教育委員会の取組み  
盲・ろう・養護学校の高等部においては、作業学習、職業・家庭等の授業や、就業体験（インターンシップ）をととして就労支援に向けた取組を行うとともに、平成15年度までは旅費の措置及び受入事業所への報償を内容とする就業体験推進事業、平成16年度は委託企業による就業体験受入事業所の新規開拓及びその情報の共有・活用を行う社会参加・自立支援事業を実施

【今後の取組】

事項	取組		
当面の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○授産施設等の就労移行支援等への移行支援と障害福祉計画の策定</li> <li>○盲・ろう・養護学校高等部卒業生の就職率の向上</li> <li>①進路指導年間実施計画及び個別の移行支援計画に基づく進路指導、作業学習及び職業・家庭等の職業教育に関する教育課程の充実等</li> <li>②関係機関との連携による進路指導</li> <li>③職業教育の推進（教育課程編成の在り方、指導内容・指導方法の在り方及び進路指導体制の構築等）に係る調査研究、職業学科の設置の在り方</li> <li>④生徒の希望、能力及び適性に応じた就業体験受入事業所の新規開拓</li> <li>○関係機関のネットワークの構築</li> </ul>		
検討体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県の障害者施策全般、障害者プランの見直し及び障害福祉計画の策定にあたっては、障害者施策推進協議会において審議する。</li> <li>○検討に当たっては、就労支援部門のワーキングチームを設置し、就労支援やその支援にかかる連携等について検討する予定。</li> <li>○自立支援協議会に雇用・教育分野の機関の参画を依頼し、就労関係機関を加えたネットワークを構築するとともに、市町域等において、同様の地域自立支援協議会の設立が図られるよう支援を行う。また、この自立支援協議会に就労支援及び障害福祉計画策定にあたっての意見等を伺い施策に反映させる予定である。</li> <li>○広島労働局に事務局を置く障害者雇用連絡協議会の開催（県（福祉保健部・商工労働部・教育委員会）と労働局の連携…必要に応じて他機関も参加）</li> <li>○県内7ブロックのハローワークに事務局を置く障害者雇用連絡協議会の開催（国・県・市・町・関係機関の連携）</li> </ul>		
全体スケジュール（平成18年度中）	5月 障害者雇用連絡協議会の開催、障害者雇用連絡協議会の開催（5月～7月）、新事業体系に基づく移行希望調査を実施、ワーキングチームによる検討、障害者施策推進協議会の開催 6～7月 市町における検討、地域自立支援協議会の設立準備、県調整 9月 障害福祉計画とりまとめ		
国との連絡調整窓口	広島県福祉保健部社会福祉局 障害者支援室 主任 沖田 喜央 電話 082-513-3156 FAX(082)223-3611 E-mail: fusyoushien@pref.hiroshima.jp	広島県商工労働部総務管理局雇用対策室 櫻河内 知子, 松前 佑輔 電話082-513-3425 FAX082-222-5521 E-mail: syokoyou@pref.hiroshima.jp	広島県商工労働部総務管理局職業能力開発室 専門員 平川 雅弘 電話 082-513-3432 FAX082-222-5521 E-mail: syosyokunou@pref.hiroshima.jp
	広島県教育委員会事務局教育部 特別支援教育室 指導主事 三浦 直宏 電話(082)513-4982 FAX(082)228-5171 E-mail: tokushien@pref.hiroshima.jp		

## 障害者の就労支援に向けた取組について

都道府県名：山口県

## 【これまでの取組】

本県の福祉部局において、授産活動サポーターや授産製品展示会による授産活動活性化に取り組んでいるが、今後は、就労移行支援等の障害者自立支援法の新体系事業への移行が課題と考えている。

このほか、労働部局において障害者雇用企業からの物品調達制度等の実施に、教育部局において養護学校等における卒業生の就労支援（職業自立・進路指導推進協議会や県内就労促進協議会の開催、企業訪問推進事業の実施、キャリア教育推進事業の活用等）に、それぞれ取り組んでいる。

今後、障害者の就労支援に向けて、福祉・労働・教育の各部局が緊密な連携を図ることが重要になると考える。

## 【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	①障害福祉計画を策定する上での新体系事業（就労移行支援等）移行目標値の設定及び達成に向けた関係機関との連携 ②養護学校等卒業生の事業所への就労率向上と職場定着支援（フォローアップ体制の整備と追跡調査）の充実等
検討体制	①障害福祉計画策定検討の中で、労働・教育担当部局を含めた関係課による庁内検討組織を立ち上げ、今後の就労支援の方策や計画に定める目標値の設定、目標の達成に向けた方策等の検討を行う。 ②特別支援教育推進に関わる実行計画推進委員会を設置し、進路・就労支援体制など総合的な検討を図る。 ・各学校現場において、現場実習の在り方や定着指導、追跡調査等の実施について検討を図る。 ・従来の職業自立・進路指導推進協議会、県内就労促進協議会において、関係諸機関との具体的な連携方法やネットワーク強化の検討を図る。
全体スケジュール (平成18年度中)	4～6月 新体系サービスへの移行希望調査を実施、障害者施策推進委員会の設置等 7～9月 サービス見込書の間とりまとめ 5～2月 職業自立・進路指導推進協議会の開催（1回）、県内就労促進協議会の開催（2回） 特別支援教育推進に関わる実行計画推進委員会の開催（7回）
国との連絡調整窓口	健康福祉部障害者支援課社会参加推進班 瀬原正博 TEL:083-933-2765 FAX:083-933-2779 E-mail:sehara.masahiro@pref.yamaguchi.lg.jp

- 1 -

## 障害者の就労支援に向けた取組みについて

都道府県名：徳島県

## 【これまでの取組み】

本県においては、障害者就業・生活支援センターを県内3圏域において指定し、雇用安定等事業と生活支援センター事業を委託実施している。

今後、就労移行支援等の障害者自立支援法の新体系事業への移行が課題であると考えている。

また、障害児教育諸学校においては、進路指導主事を中心に相談支援を行うとともに、「障害児教育諸学校進路指導懇談会」や「進路開拓推進事業」等を通じて就職支援体制作りにも努めている。

## 【今後の取組み】

事項	取組み
当面の課題	①授産施設等の就労継続支援及び就労移行支援への移行支援と障害福祉計画の策定 ②県内企業における障害者の就労促進 ③障害児教育諸学校卒業生の一般事業所への就職促進と職場定着 ④離職者に対する再就職等のための支援体制の確立 ⑤障害児及び障害児教育に対する県内企業の関心と理解を深める
検討体制	①各圏域ごとに連絡調整組織を設け、障害福祉計画に係る圏域調整等を行う。 ②職場定着に向けた取組を検討するため「障害児教育諸学校進路指導懇談会」を設置。 ③障害児教育諸学校の卒業生に対する総合的な支援について検討する「地域就職・生活支援ネットワーク会議」を設置。
全体スケジュール (平成18年度中)	4月～6月 新事業体系に基づく移行希望調査を実施 7月～8月 市町村及び圏域間の調整 9月 障害福祉計画取りまとめ
国との連絡調整窓口	徳島県保健福祉部障害福祉課 北村昌史 電話 088-621-2244 ファクシミリ 088-621-2241 メールアドレス kitamura_masahumi_1@pref.tokushima.lg.jp



障害者の就労支援に向けた取組について

(別添3)

【これまでの取組】

都道府県名：香川県

障害者の雇用促進を図るために、職業訓練をハローワークと連携して実施したり、ハローワークの機関紙や障害者合同面接会などを通して事業の普及啓発を行った。精神障害者や在宅就業障害者に対する支援を実施するため、協議会の開催・参加など、関係機関での連携強化を図った。平成18年10月に開催される全国障害者技能競技大会（アビリンピック in かがわ）に向け、各種PR活動や実施計画の策定など、諸準備に取組んだ。

本県においては、障害者・就業生活支援センターの増設、障害者自立支援法における就労移行支援等の新体系事業への移行、精神障害者・在宅就業障害者に対する各種支援策の検討等が課題と考えており、関係機関との有機的な連携が必要である。

【今後の取組】

事 項	取 組
当面の課題	① 授産施設等の就労継続支援（雇成型）及び就労移行支援への移行支援と障害福祉計画の策定 ② 県内企業の法定雇用率達成割合の向上 ③ 精神障害者・在宅就業障害者に対する各種支援 ⑤ 障害者就業・生活支援センターの各圏域への設置 等
検討体制	① 香川障害者雇用連絡協議会における、就労に向けた各種支援策の検討。（労働局、商工労働部門及び福祉部門の連携） ② 障害福祉計画策定に向けたワーキンググループを設置。（労働局、商工労働・福祉部門、経済団体・企業及び施設・障害者団体の連携）
全体スケジュール （平成18年度中）	4～6月 新事業体系に基づく移行希望調査の実施 等 9月 障害福祉計画取りまとめ 10月 全国障害者技能競技大会（アビリンピック in かがわ）開催
国との連絡調整窓口	香川労働局 TEL 087-831-7290 FAX 087-831-7278 香川県教育委員会障害児教育課 TEL 087-832-3755 FAX 087-831-9777 香川県商工労働部労働政策課 TEL 087-832-3367 FAX 087-863-3611 香川県健康福祉部障害福祉課 TEL 087-832-3293 FAX 087-831-2016 e-mail shogaihukushi@pref.kagawa.lg.jp

(別添3)

障害者の就労支援に向けた取組みについて

【これまでの取組み】

都道府県名：愛媛県

本県では、障害者の方々が、意欲と能力に応じて働くことのできる社会を実現するためには、雇用の受け皿となる企業の理解と協力、障害者の能力開発の支援が重要であると考えている。

このため、毎年、「街頭キャンペーン」を実施するとともに、「障害者雇用フェスタ」を開催し、企業関係者を集め、障害者雇用に関する講演、優良企業の表彰、障害者による商品展示などを行い、意識啓発に努めるほか、法定雇用率未達成企業に対しては、知事名で障害者の雇用要請を行っている。

そのほか、県内事業所の障害者雇用を促進するため、県工事の入札等における参加資格や用品調達において、障害者雇用に積極的な企業を優遇する制度を、平成17年4月から始めた。

また、障害者の能力開発については、高等技術専門校において、平成16年度から、知的障害者に対してはスーパーマーケットの商品管理業務や基礎的なパソコン操作を習得する「販売実務訓練」、身体障害者に対しては「OA処理訓練」（平成18年度から知識・技能習得科）を実施しているが、これに加え、平成17年度から、精神障害者を対象にした「食品加工・厨房サービス訓練」や「販売実務訓練」を開始するとともに、企業等に委託してすべての障害者を対象にした実践訓練を実施するなど、障害者の就業を積極的に支援している。

さらに、県が指定している県下2箇所の「障害者就業・生活支援センター」においては、支援担当者を配置し、求職活動や職場定着などの「就業に関する支援」と健康管理や年金などの「生活面の支援」を総合的に行っているところである。

県教委では、盲・聾・養護学校の教育活動として、現場実習を実施したり、事業主や労働関係機関と連携を図って現場実習の受け入れの促進や適切な進路指導を進めるため現場実習促進事業を実施したりして就労支援をおこなっている。

【今後の取組み】

事 項	取 組
当面の課題	企業等の障害者雇用先の拡充 盲・聾・養護学校卒業生の一般事業所への就職率向上と職場定着支援
検討体制	えひめ障害者就業・生活支援センター等の関係機関連絡会議により検討を行っている。 関係機関 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     愛媛県(障害福祉、雇用・職業能力開発、精神保健担当課)、愛媛労働局、松山公共職業安定所、愛媛障害者職業センター、松山市障害福祉課、(社)松山青年会議所、県内養護・聾・盲学校、NPO法人、身体・知的・精神障害者施設、小規模作業所、身体・知的・精神障害者団体、他、全47機関・施設                 </div>
全体スケジュール （平成18年度中）	4～8月 新事業体系に基づく移行希望調査を実施、障害福祉計画地域連絡会議の設置 等 9月 障害福祉計画中間取りまとめ
国との連絡調整窓口	障害福祉課 葛川博幸 T089-912-2420 F089-931-8187 syougaihukus@pref.ehime.jp 労政雇用課 障害児教育課

障害者の就労支援に向けた取組について

(別添3)

都道府県名： 高知県

【これまでの取組】

- ・ 障害者委託訓練の実施に際した協議会（労働局・所、県、障害者セ）を開催。  
委託訓練について安定所窓口、教育・福祉部署において、更に障害者就業・生活セに出向いて広報を行うなど、連携したが委託訓練の活用は低調。
- ・ 広域特別支援連携協議会（労働局、障害者セ、医療、福祉部署、教育部署等）、発達障害児・者支援体制整備検討委員会（労働局、医師会、保育士会、障害者セ、福祉部署、教育部署等）の開催。  
発達障害の早期発見・支援→教育・福祉・医療→成人期の生活・就業までの一連の支援について協議し、関係機関間の情報提供体制や連携の深まりが進みつつある。
- ・ 公立盲・聾・養護学校進路連絡会（学校、労働局、障害者セ）において、労働分野と教育分野との連携について協議。  
定着した連絡会であり学卒期の就業についての安定所、障害者セの活用等の連携が定着している。
- ・ 障害者就業・生活支援センター事業連絡会（労働局・安定所、県福祉・雇用部署、地域学校・医療機関、障害者関係団体等）  
センター事業の円滑・有効な実施に係る協議、就労に向けた連携について協議し、関係機関の情報交換等の連携が進んでいる。

【今後の取組】

事項	取組			
当面の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援法施行に伴う「福祉から就労」への移行を段階的に進めるための具体的施策の展開。</li> <li>・ 授産施設等の就労移行支援、障害福祉計画の策定。</li> <li>・ 喫緊・個別課題への機動的対応体制の確立。</li> </ul>			
検討体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的に、現在実施している各種協議会等を継続し、時宜にかなった課題について協議を行なう。</li> <li>・ 個別課題に機動的に対応するため、関係機関の事務レベルでの打合せを随時実施。</li> </ul>			
全体スケジュール (平成18年度中)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域特別支援連携協議会、発達障害児・者支援体制整備検討委員会（第1、4四半期、議題：未定）</li> <li>・ 公立盲・聾・養護学校進路連絡会（5月、議題：進路指導計画、安定所・障害者セの活用等）</li> <li>・ 障害者セ・労働局・安定所との打合せ（5月、議題：職業評価等）</li> <li>・ 障害福祉計画のとりまとめ（9月予定）</li> <li>・ その他、関係機関間の事務レベル打合せ（随時）</li> </ul>			
国との連絡調整窓口	担当課名	雇用労働政策課	電話・fax	088-823-9766
	担当者名	右城 優 (チーフ)	eメール	masaru_ushiro@ken4.pref.kochi.jp

(別添3)

障害者の就労支援に向けた取組について

都道府県名： 福岡県

【これまでの取組】

- 1 雇用、福祉、教育等の関係機関との連携を図り、障害者就業・生活支援センターによる支援、知的障害者の実習職場の開拓及び施設・養護学校等への情報提供、県庁内での知的障害者（県立知的障害者養護学校高等部2年生）の職場実習、養護学校等の生徒等を対象にした就職準備セミナー等を実施している。
- 2 盲学校、聾学校及び養護学校就業促進協議会を開き、卒業生の就労支援につなげるための関係機関との連絡調整を行っている。

【今後の取組】

事項	取組	
当面の課題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県内企業の法定雇用率の向上</li> <li>2 協議会の下部組織として、県下地域ごとに設けている就業促進地域ネットワーク会議の充実を図る（拠点校をふやすこと・参加関係機関の検討・開催時期及び回数）</li> </ol>	
検討体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害者雇用の拡大には事業主の理解が大きな要素を占めるため、各種セミナー等の充実により、県民への周知と企業の意識の喚起を図り、雇用率向上の取組を推進する。</li> <li>2 盲学校、聾学校及び養護学校就業促進協議会において検討する。</li> </ol>	
全体スケジュール (平成18年度中)	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 第1回盲学校、聾学校及び養護学校就業促進協議会・・・7月 各拠点校就業促進地域ネットワーク会議・・・8月上旬～2月上旬（2回） 第2回盲学校、聾学校及び養護学校就業促進協議会・・・2月</li> </ol>	
国との連絡調整窓口	保健福祉部障害者福祉課 生活労働部労働局新雇用開発課 教育庁教育振興部義務教育課	山崎 哲也 Tel:092-643-3263 Fax:092-643-3304 e-mail:shogai@pref.fukuoka.lg.jp 森 善博 Tel:092-643-3593 Fax:092-643-3619 山崎 悦郎 Tel:092-643-3914 Fax:092-643-3912

## 障害者の就労支援に向けた取組について

## 【これまでの取組】

都道府県名：佐賀県

本県においては、障害者就業・生活支援センター等が労働局や関係機関と連携をとりつつ就業希望の障害者に対する相談・支援・情報提供や事業主に対する助言・指導等を行ってきたところである。また、盲・ろう・養護学校においては、職場開拓や職業定着の充実を図るため県単独事業である障害児職業自立推進事業に取り組み、民間企業における就業体験を推進している。これらの施策により県内の民間企業における障害者雇用率も法定雇用率を上回る水準を確保できているが、近年は横ばいの状況が続いており、今後、さらに障害者の雇用率改善を図るには就労支援の強化（就業体験・就職先の開拓、支援機関等の拡充）や労働行政と福祉行政のネットワーク構築による連携強化を図っていくことが課題と考えている。

## 【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	①障害者就労促進のための関係機関ネットワーク・連携の強化 ②障害児・者の職業訓練、養護学校での就労促進対策強化 ③障害者の就労の場の確保（特例子会社の立地促進、福祉工場の設置促進） ④障害者のIT活用支援
検討体制	障害者の就労支援の強化を具体的に推進するため、関係行政機関や関係団体、施設の代表等からなる「佐賀県障害者雇用支援合同会議（仮称）」を設けて、各機関の施策を統一的かつ効果的に運用できるように連携を図っていく。 また、県庁名内に関係部署からなる「庁内障害者就労促進連絡会（仮称）」を設け、障害者就労支援に関する施策等の推進のため連絡・調整を図っていく。
全体スケジュール (平成18年度)	平成18年度の早い時期に合同会議及び連絡会を立ち上げて、具体的な検討を行っていく予定。
連絡調整窓口	佐賀県健康福祉本部障害福祉課自立支援担当 井田 康徳 電話 0952-25-7064 FAX0952-25-7302 E-mail:ida-yasunori@pref.saga.lg.jp

## 障害者の就労支援に向けた取組について

都道府県名：長崎県

## 【これまでの取組】

- 国（長崎労働局）と長崎県（関係部局）及び関係団体との連携を図るため、年度当初において、労働・福祉行政に関わる関係機関（労働局、県、長崎障害者職業センター、長崎障害者雇用促進協会「現長崎県雇用支援協会」）において「長崎県障害者雇用連絡協議会」を開催し、当該年度の各機関の年間計画及び協議議題に基づく会議を開催し、各事業等の連絡・調整を行うなど障害者雇用の推進を図っている。
- 長崎県においては、障害者雇用事業所の実績に応じて県が発注する事業に対し、特別枠の設定による入札参加や精神障害者の県内公共交通機関の割引など一定の成果を上げている。
- 国・県の共催で、各養護学校等の就職担当職員も加え「障害者企業説明会・就職面接会」を毎年実施している。

## 【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	①本県の場合、養護学校の卒業生、特に平成16年度の知的養護学校の卒業生104名のうち就職者が9名と対前年で5%向上したものの就職率が9%と低率にあり、約80%の者が施設への入所等となっているのが現状である。従来ハローワーク単位で実施していた進路指導会議では、一般学校との業務打ち合わせに比重がかかっていたため、18年度より労働局と県の共催で養護学校の卒業生就職支援体制を強化する会議を開催する（6月予定）こととしているが、養護学校卒業生の一般事業所への就職率の向上と職場定着支援の充実が必要となっている。 また盲・ろう・養護学校生徒の職場実習は、常用雇用への重要なステップであると考えられるものの、実習先開拓が進まない等の課題がある。 ②昨年10月に障害者雇用促進法の改正により精神障害者が雇用率の算定に算入されることとなり、雇用機会の拡大を図るため、県単独の雇用奨励金、障害者職業センターのジョブコーチ制度の活用、トライアル雇用の利用等関係機関と密接な連携による就業機会の拡大を図り雇用率の達成を図っていく必要がある。 ③平成18年4月県北地域に就業・生活支援センターが増設されたことに伴い、障害者の就業機会の拡大を図る上から、就職した障害者の定着促進面で生活支援が相まって行える体制が整ったところで、その実施について関係機関との十分な連携を行う必要がある。 ④授産施設等の就労移行支援や就労継続支援（雇用型）への移行の動きかけるとともに、障害福祉計画の策定を行う。
検討体制	①既設の「長崎県障害者雇用連絡協議会」において、対策を協議してきたが、今後、推進体制等について、関係機関と密接に連携をとりながら検討していく。 ②盲・ろう・養護学校進路指導主事と労働関係機関等との連絡会議を設け、グループ就労訓練（職場実習型）に係る助成の説明やその他、障害者雇用支援のための各種援助についての理解を深めるとともに、関係機関と連携した就労支援体制を検討する。 ③障害者法定雇用率達成指導の徹底の観点から、関係機関や地元経済団体への訪問等による要請を予定している。
全体スケジュール (平成18年度中)	今後、対策内容やスケジュールについて、関係機関と協議を行う予定。 なお、教育関係については、以下を予定。 ① 6月 盲・ろう・養護学校高等部進路主事と労働関係機関との連絡会議を設置予定。 ② 10月 盲・ろう・養護学校進路指導主事研修会の実施。
国との連絡調整窓口	雇用労政課 雇用推進班 浦川 秀二 tel:095-895-2714 fax:095-895-2582 e-mail:shuji-uragawa@pref.nagasaki.lg.jp 障害福祉課 施設福祉班 香月 清 tel:095-895-2455 fax:095-823-5082 e-mail:katsuki-kiyoshi@pref.nagasaki.lg.jp

## 障害者の就労支援に向けた取組みについて

(別添3)

### 【これまでの取組み】

熊本県

本県の調査では、授産施設利用者の59%が一般就業を希望しているが、施設から一般就業への移行実績は約1.5%に止まっている。そこで、本県においては、平成17年度から、「授産施設就業促進モデル事業」として、授産施設から「一般就業移行促進事業計画」を公募し、今後のモデル的な取組みと認められる4施設を選定する。その事業に必要な経費を補助することにより、就業支援に関するノウハウ蓄積や人材育成、支援体制の構築を図り、他施設に普及する取組みを実施している。

同事業の中では、労働関係機関との連絡会議の開催や、定例検討会の開催により、関係機関内での情報の共有、連携支援体制の確認を行うとともに、その実践について報告会を開催し、他施設に普及を図ることとしている。

平成17年度は4施設の9名の方が対象となり、3月までに4名の方の就職が決定した。

### 【今後の取組み】

事項	取 組 み
当面の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携した就業支援の取組みや、障害者の就業支援に係る様々な援助制度の活用等に関しては、一定の成果がみられたが、実習や雇用の場の確保に向けた事業所開拓等に関する取組みについては、更なる技術力の向上が必要である。</li> <li>施設から一般就業に移行した障害者の職場定着支援の強化が必要である。</li> <li>県内企業、地方公共団体における雇用率達成割合を向上させる必要がある。</li> </ul>
検討体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>授産施設職員の就業支援に関する専門性の向上を図るため、障害者職場定着等支援事業による養成講座を開催する。</li> <li>障害者雇用連絡会議を設置する(各ハローワーク毎)。</li> </ul>
全体スケジュール (平成18年度中)	5～6月 企画提案の募集及びモデル施設の選定 7月～ 事業開始、労働関係機関との連絡会議、定例検討会の実施 3月 事業成果報告会
国との連絡調整窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康福祉部 障害者支援総室 総務・企画班 担当:川元 TEL: 096-333-2233 FAX: 096-383-1739 Eメール: kawamoto-t@pref.kumamoto.lg.jp</li> <li>商工観光労働部 労働雇用総室 雇用対策班 担当:西山 TEL: 096-333-2340 FAX: 096-381-6970 Eメール: nishiyama-y-dh@pref.kumamoto.lg.jp</li> <li>教育庁 高校教育課 特殊教育指導係 担当:甲斐 TEL: 096-333-2683 FAX: 096-384-1563 Eメール: kai-n-dz@pref.kumamoto.lg.jp</li> </ul>

(別添3)

## 障害者の就労支援に向けた取組みについて

都道府県名：大分県

### 【これまでの取組み】

県全体の障害者雇用率は、全国2位(H16.6現在)であり、身体障がい者については全国1位と高い水準にある。

これまで労働局、県労政能力開発課、雇用・人材育成対策室及び土木建築企画課とも連携し、以下のような取組を実施。

- 障害者就労支援強化事業(障害福祉課)
- 障害者雇用能力開発事業(労政能力開発課)、障害者自立就業支援事業(雇用・人材育成対策室)
- 建設工事入札参加資格の格付基準の評価項目に障害者雇用率の状況を加える(土木建築企画課) 等

### 【今後の取組み】

事 項	取 組 み
当面の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者の雇用率は高いものの、知的障がい者の雇用率は、全国でも低い状況にあるため、国庫補助事業や県単事業(就労チャレンジ事業等)の一層の推進が必要。</li> <li>※就労チャレンジ事業：就労に向けた職場での訓練や保護者向け就労支援研修を実施。</li> <li>養護学校高等部・盲聾学校の卒業生で一般就労に至った者も全国平均を下回っているため、養護学校等教育分野との連携強化が必要。</li> </ul>
検討体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援法施行に伴い、この4月より障害福祉課において三障がい一体の体制に改組しており、「横割り」で就労支援を検討していく。</li> <li>併せて、教育分野や雇用分野との連携強化を一層充実していく必要がある。</li> </ul>
全体スケジュール (平成18年度中)	既存事業については、着実に実施する一方で、組織的な連携体制構築の要否については検討が必要(スケジュールは未定)。
国との連絡調整窓口	吉田 英彦 097-536-1111(内2729) yoshida-hidehiko@pref.oita.lg.jp

## 障害者の就労支援に向けた取組について

## 【これまでの取組】

都道府県名：宮崎県

本県では、県内3地区で障害者職業自立推進会議を年2回開催し、盲・聾・養護学校とハローワーク、県雇用開発協会等、関係機関が情報交換や協議を行うなど、連携を図りながら就職支援を行っている。また、障害者雇用コーディネーターを配置し、職業安定所や障害者職業センター及び障害者雇用促進センターと密接な連絡調整を図る中での就職支援を行っている。その他、3地区の養護学校に障害児就職指導支援相談員を配置し、進路指導担当教諭と連携して、就労先の開拓や就労後のフォローアップを行っている。さらに、養護学校と事業所が連携し、平成17年度からの3年間、「知的障害者就労支援モデル事業」に取組み、ビルメンテナンス業務に関する就労支援の在り方について研究を行っている。18年度からは、介護職を希望する知的障害者に対し、ホームヘルパー資格取得のための研修を実施するなど、より一層の就労支援の充実を図る。

## 【今後の取組】

事 項	取 組
当面の課題	○施設利用者、養護学校卒業生の一般事業所への就職率の向上と追跡調査やフォローアップの充実
検討体制	○障害者基本計画に位置づけられた「障害児(者)の就労促進のための個別の支援計画」について、より多くの障害児を対象とするなど、一層の充実を図るため、県内全圏域における就労支援に係るネットワークを構築する。
全体スケジュール	
国との連絡調整窓口	福祉保健部障害福祉課 宮本武郎 T E L : 0985-26-7068 F A X : 0985-26-7340 E-mail : miyamoto-takeroh@pref.miyazaki.lg.jp

## 障害者の就労支援に向けた取組について

(別添3)

## 【これまでの取組】

- ・障害者雇用対策推進員の設置(ハローワーク鹿児島)
- ・障害者雇用支援月間における支援・激励大会・就職面接会の開催(雇用支援協会・ハローワーク等との共催)
- ・障害者雇用事業所に対する雇用促進奨励金の支給(ハローワークの紹介によるもの)
- ・障害者就業支援マニュアル(企業と障害者のために)の作成・配布(障害者就業・生活支援センター)

## 【今後の取組】

事 項	取 組
当面の課題	・障害者雇用支援月間を中心とした各種啓発活動をはじめ、職業能力の開発・向上に努めるとともに、国や福祉・保健等の関係機関との連携強化を図りながら障害者の就業機会の拡大に努める必要がある。 ・養護学校卒業生の就職状況が1割に満たず、職業実習生、就労先の開拓・確保が必要な状況である。 ・新事業体系に基づく就労移行等支援と障害福祉計画の策定。
検討体制	・障害者就業・生活支援センター連絡調整会議、労働局主催による障害者業務担当者ハローワーク地区別障害者雇用連絡会議等を通じ、課題の解決に努める。(福祉・商工労働・教育部門及び労働局等の連携)等
全体スケジュール (平成18年度中)	4～6月 新事業体系に基づく移行希望調査の実施等 7～8月 市町村等による調整 9月～ 障害福祉計画のとりまとめ
国との連絡調整窓口	雇用労政課課長補佐 古川武春 (Tel)099-286-3023, (Fax)099-286-5582, (e-mail) furukawa-takeharu@pref.kagoshima.lg.jp 義務教育課主任指導主事 福田孝志 (Tel)099-286-5296, (Fax)099-286-5669 (e-mail) tokubetsusien@pref.kagoshima.lg.jp 障害福祉課主幹 枝本健一 (Tel)099-286-2746, (Fax)099-286-5558 (e-mail) edamoto-kenichi@pref.kagoshima.lg.jp

## 障害者の就労支援に向けた取組について

沖 縄 県

### 【これまでの取組】

本県では、障害者の就労支援として、職業紹介等を支援する手話協力員や雇用推進員のハローワークへの派遣、特殊教育諸学校の就職希望者相談会、企業を対象とした雇用支援制度活用相談会、職業能力開発校や民間機関における障害者の職業訓練及び職業訓練を受けた事業所への雇用を目的とする障害者職場適応訓練を実施している。また、相談支援体制強化のため、障害者就業・生活支援センターの設置促進と基盤強化を図っているほか、障害者雇用・就労関係機関による連絡会議等を開催している。

今後、新体系サービスにおける就労移行が課題であり、より多くの就労支援につなげるための関係機関の連携の構築・強化が必要である。

### 【今後の取組】

事 項	取 組
当面の課題	①授産施設等の就労移行支援及び就労継続支援への移行支援と障害福祉計画の策定 ②特殊教育諸学校卒業生の一般事業所への就職率向上及び職場定着支援の充実 ③県内企業の法定雇用率達成割合の向上 等
検討体制	①各圏域別の就労支援に係るネットワーク構築及び障害福祉計画に係る圏域内の調整等 ②特殊教育諸学校の進路指導担当と障害者就労支援関係機関の連携強化 ③障害者就労支援関係機関及び経済団体等との連携による企業開拓支援強化
全体スケジュール (平成18年度中)	4～6月 新事業体系に基づく移行希望調査、体制整備 等 7～8月 圏域調整会議 等 9月 障害福祉計画中間取りまとめ
国との連携調整窓口	沖縄労働局職業対策課 許田正智 Tel098-868-1606/Fax098-868-1612 kyoda-m@okirodo.go.jp 沖縄県教育庁県立学校教育課 又吉安一 Tel098-866-2715/Fax098-866-2718 mtyoshya@pref.okinawa.jp 沖縄県観光商工部雇用労政課 仲宗根睦 Tel098-866-2366/Fax098-866-2355 nakasomt@pref.okinawa.jp 沖縄県福祉保健部障害保健福祉課 米須清一郎 Tel098-866-2190/Fax098-866-6916 komesusc@pref.okinawa.jp

## 障害者の就労支援に向けた取組について

(別添3)

都道府県名： 沖縄労働局

### 【これまでの取組】

1 障害者雇用連絡会議の開催 障害者の就職に向けて関係機関が一同に介し、それぞれの組織の課題等について討議する。主催する機関ごとに参加組織は若干異なる。安定所主催の参加組織は以下のとおりである。 管内の盲・聾・養護学校の進路担当、障害者職業センター、雇用開発協会、労働基準監督署、県福祉事務所、管内市福祉事務所、県立総合保健福祉センター、県身体障害者更正相談所、人権擁護委員協議会、就業・生活支援センター。 障害者の個別的就労支援については、その時々に必要な機関と調整を行っている。	公共職業安定所主催 2 盲・聾・養護学校の就職希望者の相談会は、以下の3機関で調整している。 盲・聾・養護学校の進路担当、障害者職業センター、公共職業安定所
--	--

### 【今後の取組】

事 項	取 組
当面の課題	1 県内企業の法定雇用率達成割合の向上。 2 県内地方公共団体の障害者雇用率未達成団体の解消 (12団体)
検討体制	1 ハローワークにおける未達成事業所指導體制の強化 2 地方公共団体担当者の会議開催
全体スケジュール (平成18年度中)	5月～7月に障害者雇用連絡会議の開催 9月以降 精神障害者ジョブガイダンス事業実施 (2回)
県との連絡調整窓口	沖縄労働局職業対策課 担当者：許田正智、098-868-1606、Fax 098-868-1602、 kyoda-m@okirodo.go.jp